

学会情報

IFA 第 68 回年次総会（ムンバイ大会）の様様

税務大学校 研究部 主任教授 小川 廣明
教 授 鍋谷 彰男
教 育 官 居波 邦泰
教 育 官 東屋敷祥世

◆SUMMARY◆

平成 26 年 10 月 12 日（日）から 17 日（金）にかけて、インドのムンバイで、第 68 回 IFA 年次総会（ムンバイ大会）が開催された。

ムンバイ大会は、最近の世界各国の国際課税分野で注目を集めている BEPS に関するテーマが取り扱われており、主要議題である「議題 1 海外アウトソーシング問題（戦略と解決策）」及び「議題 2 事業体の課税上の取扱いと租税条約適用」についても、BEPS の観点からの議論がなされている。

このムンバイ大会に税務大学校から小川主任教授、鍋谷教授、居波教育官及び東屋敷教育官が参加した。本稿は、これら 4 名の参加者が聴講した議題・セミナーに係るレクチャーやディスカッションについて議論のポイント等を報告するものである。

なお、次回 69 回年次総会は、平成 27 年 8 月 30 日（日）から 9 月 3 日（木）までスイス（バーゼル）で開催される予定である。（平成 27 年 2 月 27 日税務大学校ホームページ掲載）
(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解
を示すものではありません。

目 次

はじめに	154
「議題 1：海外アウトソーシング問題（戦略と解決策）」	155
「議題 2：事業体の課税上の取扱いと租税条約適用」	161
「セミナーA：アウトソーシングと費用分担取極に関する VAT の取扱い」	171
「セミナーB：資産の間接譲渡」	173
「セミナーC：法人の課税上の居住地」	181
「セミナーD：裁判官によるセミナー」	186
「セミナーE：IFA/OECD BEPS への取組みの進捗と行動 6 [租税条約濫用の防止]」	188
「セミナーF：国連の取組み－モデル租税条約、移転価格等における国連と OECD との相違」	200
「セミナーG：無形資産に関連する課税問題」	205
「セミナーH：国際課税の最近の展開」	208
「セミナーI：租税以外の条約と課税」	211
「セミナーJ：IFA/EU BEPS 取組みの EU 法への影響」	214

はじめに

IFA [International Fiscal Association] 第 68 回年次総会（ムンバイ大会）は、平成 26 年 10 月 12 日～17 日にインドのムンバイで開催され、その参加者数は 1700 人程度と前年のデンマークでのコペンハーゲン大会の参加者を若干下回る程度であった。

今回のムンバイ大会では、メインの議題 2 つと A～J までの 10 セミナーの計 12 のテーマ（コペンハーゲン大会と同数）が取り上げられたわけであるが、本大会の特徴として、その大半のテーマが BEPS（税源浸食と利益移転）に関わるものであり、加えて、開催国がインドということで、新興国や途上国の観点から源泉地国としての国際的課税権の確保を意図しているであろうテーマが多く見受けられることである。

また、ムンバイ大会はインドの IFA 支部会長であった Porus F Kaka 氏がアジアから初

めての IFA 会長になって初めての総会であり、その開催国が地元国のインドであるということで、一層の力が入った年次総会であったことを指摘せずにはいられないところである。

今回のムンバイ大会には税大研究部から、小川廣明主任教授、鍋谷彰男教授、居波邦泰教育官、東屋敷祥世教育官の 4 名が参加をし、以下の報告分担のもと作成したものである。

小 川：議題 1、セミナーG、I
 鍋 谷：セミナーC、F、H 1
 居 波：議題 2、セミナーB、E、H 3、J
 東屋敷：セミナーA、D、H 2

これら 12 のセッションについて、テーマのポイントを示した上で議論の模様をお伝えする。

「議題 1：海外アウトソーシング問題（戦略と解決策）」

[Subject 1: Cross Border Outsourcing (Issues, strategies and solutions)]

〔議長及び討論者等⁽¹⁾〕

Chair : Bruno Gibert (France)、
 General Reporter : Pinakin Desai (India)
 and Shefali Goradia (India)
 Panel Members : Heinz-Klaus Kroppen
 (Germany), Lionel Nobre (Brazil),
 Harry Roodbeen (Netherlands),
 Monique Van Herksen (Netherlands)
 Secretary : Frédéric Roux (France)

〔テーマのポイント〕

- 海外アウトソーシングが一般化する中、多国籍企業のタックスプランニングとして行われるものが増加し、税制上の取扱いが注目されるようになってきている。
- 定型的な機能をアウトソースするものが多いが、コア機能をグループ内でアウトソースすることが可能であることから、アウトソーシングの理由を概観した上で、源泉地国、居住地国それぞれに生じうる課税問題について討議した。
- BEPS プロジェクトでも、関連するテーマとして、コミッションの利用の問題、移転価格リスクの移転等の問題が取り上げられている。

1. 各国レポートの総括

インドのジェネラル・レポーターから、38カ国のブランチレポートの概要について次のような報告が行われた。

(1) 国内法

各国ともアウトソーシングについて一般的な取扱いを定めた国内法はないが、輸出振興、経済振興等の一環としてインセン

ティブを設けている国は多い。また、税率の軽減、研究開発活動に関連したインセンティブを設けている国も多く見られる。一方、税率の低い国との取引に対する租税回避規定の適用、雇用を維持する税制、出国税、損失繰り延べの否認など、抑制措置を設けている国も見られる。

(2) PE の取扱い

受託製造を PE 認定する国など PE 課税のリスクが特に高いいくつかの国を除くと、PE 課税に関する特別なルールはない。支店等事業を行う一定の場所の判定については、アウトソースされた活動を行う子会社や役務提供を行う者の存在が自動的に PE 課税に結びつくものではないが、アウトソースした者が品質管理、監督等のために定期的に訪問し、「自由になる場所」を有すると認められる場合などは課税リスクが高くなる。

代理人 PE については、独立の要件は OECD モデル租税条約と同じであるが、契約交渉への参加等の条件等は各国で異なっており、注文取得代理人、在庫保有代理人を代理人 PE と定める国などもある。

サービス PE は一般的とは言えないが、課税対象とする国の場合、期間の要件を 183 日とするものが多く、更に、課税リスクを下げるためには、その期間出向から転籍を求める国もある。

また、PE の課税所得の算定については、AOA の受け入れについて各国で対応が異なっていること、本店経費の配賦について必要とされる資料が各国で異なることなど国による違いが大きい。

(3) 移転価格の問題

OECD ガイドラインは概ね順守されているが、アウトソーシングのサービスフィーの基準、事業再編費用の取扱い、ロケーション・セービング便益の帰属等については各国で考え方が異なり、特に中国、イン

ド等からアグレッシブな主張がなされている。

また、対応的調整に困難が伴う国、紛争解決手段（相互協議、APA、仲裁、セーフハーバールール）については、各国の経験の差から状況が異なる。

(4) 源泉税の取扱い

多くの国は一定の条件を設けた上で他国の源泉税を外国税額控除の対象としている。そのため、源泉地における税額と外国税額控除される税額は通常異なった金額となる。

サービスフィー、ロイヤルティなどの支払いが源泉税の対象となるかどうかについては国により異なっており、低税率国に対する支払いについて高い税率を課すことで源泉税を租税回避防止策とする国もある。

(5) CFC ルールなどの課税繰り延べ防止規定

多くの国で導入されているが、アウトソーシングに対する CFC ルールの適用については国により立場が異なる。製造アウトソーシングについて適用除外とする国（米国、フィンランド）、アウトソースの事業目的を検討する国（フランス、ドイツ）、特定国に対するアウトソーシングを課税要件とする国（アルゼンチン、フィンランド、フランス等）、特にアグレッシブな立場をとる国（ブラジル）など、状況はまちまちである。

2. アウトソーシングの問題

(1) アウトソーシングと BEPS プロジェクト

アウトソーシングは企業内で行っていた活動を費用節減、効率化などの目的で外部に委託するものであるが、その場合に起こりうる問題として、企業秘密の確保、熟練、

作業効率の問題などがある。

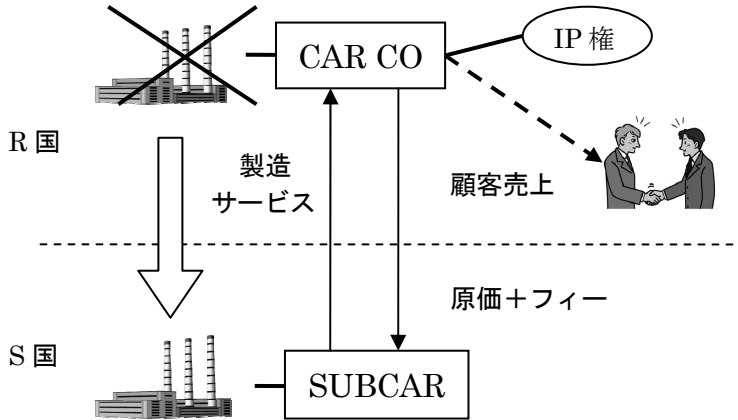
企業グループ内で行われるアウトソーシングについては、これらの問題は少ないが、税の問題を生じうるとして、次の二つの事例を使って討議が行われた。

なお、アウトソーシングに関連する BEPS プロジェクトのテーマとしては、行動 7（PE 認定の人為的回避の防止）の中で取り上げられているコミッション・ネアの利用の問題、行動 8-10（移転価格税制）の中で取り上げられているロケーション・アドバンテージ、無形資産、リスクの移転に関連する問題などがあることが紹介された。

(2) 2つの事例

イ アウトソース製造

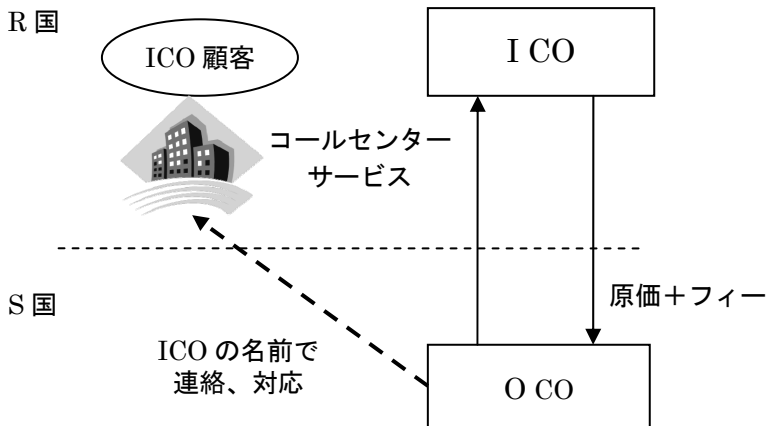
R 国の居住法人である CARCO 社は自動車の製造販売を行っている。同社は S 国子会社である SUBCAR 社に製造活動を移転することとし、SUBCAR 社は CARCO 社が所有し供給する部品で自動車の組み立てを行うこととなった。部品の所有権は CARCO 社のままであり、組み立て後は CARCO 社が完成車の販売を行い、完成車は SUBCAR 社から顧客へ直送される。SUBCAR 社は CARCO 社からコストプラスベースでフィーの支払いを受ける。CARCO は IP 権（ブランド）を保持し、製品のデザインも行う。SUBCAR 社は主要なリスクを負担することはなく、主要な IP 権も使用しない。以上を図示すると次のとおり。



ロ アウトソース役務提供

R 国の居住法人である ICO 社は保険サービスを行っている。S 国子会社である OCO 社は ICO 社に対しコールセンターサービスを提供することとなった。OCO 社の提供するサービスには、顧客データベースの維持、顧客との対応、情

報の提供、ICO 社の指示のもとで行う顧客との交渉が含まれている。顧客は最終的に ICO 社と契約している。OCO 社は ICO 社からコストプラスベースでフィーの支払いを受ける。以上を図示すると次のとおり。



3. 討議

(1) 事業目的とタックスプランニング

アウトソーシングを事業目的から見た場合、常に節税に結びつくとは限らないが、必ず労働コスト等の節減を目指すものであること、その際、タックスプランニングは常に検討されるが、コアビジネスをアウトソースすることはなく、基本的にはルー

ティーンな活動について税の最小化を図るものである。中でも、源泉税の検討が重要であり、租税条約の検討及びアウトソースされた支払いの性格付けが重要との補足があり、代表的なアウトソース先である BRICS 各国の源泉税率の紹介があった。

従来、源泉地国の源泉税率は下げる傾向にあったが、南アは源泉税率の引き上げを

行っており、新しい傾向として注目に値するとの指摘があった。

また、インドでは、海外の非居住者が技術役務の提供をインド法人等に依頼した場合、当該非居住者は支払いの際に居住地国に対する源泉徴収に加え、インドに対する

源泉徴収も求められる制度があるが、コンプライアンスの確保に課題があるとの説明があった。

なお、ブラジルは、外為管理の厳しさと租税条約の税率軽減の少なさから国内アウトソースが多いとの指摘もあった。

区分	ブラジル	露	印	中国	南ア	
					現在	今後(注)
利子	15%	0-20%	5-20%	10%	0%	15%
ロイヤルティ	15%	20%	25%	10%	12%	15%
サービス	25%	20%	25%	10%	0%	15%

(注) 南アについては 2016 年以降適用

(2) 上記事例への当てはめ

上記 2(2)事例イについては、親会社が子会社に製造活動を移管したことに対する対価が必要かどうかの検討及び子会社の提供する製造活動への対価の検討が必要であるが、後者については、一般的にはコストプラス法を使用した手法が適切で、適切な比較対象取引の選定が重要となることが説明された。また、上記 2(2)事例ロについては、コールセンター機能等として提供された活動の内容、比較可能な取引の把握により、場合によってはコストプラス法が適切とは限らない場合があること、第三者が役務を提供した場合に算定されるものと同一の結果になる必要があるとの指摘があった。

(3) 源泉地国での課税問題

イ PE 課税リスク

アウトソーシングした者が相手国で事業を行う一定の場所を有するとして課税を受けるリスクについては、上記事例のいずれも「自由になる一定の場所」を役務提供者の施設内に有していないことからその可能性が低いとの説明が

あった。また、委託製造先でアウトソースした者のために在庫を預かることが「一定の場所」に結びつく可能性については、モデル条約で否定されていることを確認した。

事業再編との関係で、スペイン、イタリア等の裁判例では、PE を広く解する傾向にあるとの指摘があった。イタリアの Philip Morris 事件だけでなく、スペインでは最近、英国法人の事業を行う一定の場所がスペイン子会社内にあるとする最高裁の判断が出され、同じ裁判所が異なる判断（2012 年の Roche 事件ではスペイン子会社は代理人 PE に該当するとした）を行った点についてパネリストからは興味深いとするコメントがあった。

代理人 PE 課税のリスクについても、上記 2(2)の事例のいずれも、法的独立性、経済的独立性、活動の内容から代理人 PE とされる可能性は低いとの説明があった。これに対し、サービス PE 課税については、従業員等が一定期間以上滞

在し役務の提供を行う場合に課税しうるとする国連モデル租税条約の定めに加え、OECD モデル租税条約でもコメントリーで議論されているが、各国の国内法によりその状況は異なり、関連者間であれば期間を問わないとする国（インド、カナダ）、技術的なサービスを対象外とする国、出向などの従業員の権限との関係を問題とする国、企業のコントロールのもとで役務提供を行う限り従業員でない者も対象とする国（インド、スリランカ、オーストラリア等）、親会社等の管理業務を対象外とする国（インド、スペイン等）などがあることが紹介された。

また、PE の所得算定については、OECD モデル租税条約の第7条第2項の規定に基づき、独立企業であれば得たであろう利得、特に新しい AOA による移転価格ガイドラインに基づく機能リスク分析を行った上で、重要な人的機能に応じた利得を計算することとなることが説明された。これは支店等を有する場合だけでなく、代理人 PE についても同様であるが、従業員を想定した人的機能の認定については問題も生ずることと、代理人 PE の場合、一般的なサービスの提供者にとどまることから考えると、多くの場合超過収益は代理人 PE には帰属させないものとなるとの補足説明があった。

□ 税務上の制約、論点

PE の費用として控除しうるかどうかについては、PE に関連する事業上の費用であれば本店経費の配賦が認められることから、減価償却、本店の管理費用等は控除可能であるが、本店に対する内部利子等については銀行業を除き認められていないこと、また、PE も移転価格、過少資本税制の適用対象となりうることが説明された。

(4) 居住地国での課税問題（アウトソーシング対策税制として）

イ 出国税

多くの国では、機能・リスクの海外への移転及び事業再編に対する問題に対応するための税制、指針を有している。例えば、OECD は移転価格ガイドラインの第9章でこの問題を検討しており、いくつかの国では企業の将来的な利益の移転に対する出国税を課すこととしていることが紹介された。

しかしながら、従来型のアウトソーシングの場合には、ルーティーンな機能をアウトソースするものであり、重要な無形資産やリスクは移転されず、単純なサービス機能が移転されることから、TNMM ベースのコストプラス法で対価の算定が可能であり、このような例では出国税は正当化されない。出国税が正当化されうるのは、重要な無形資産やリスクの移転を伴い、アウトソース先が企業家のリターンを受け取る場合である。

ロ CFC 税制

一般的な CFC 税制については、低税率国に所在する外国子会社の利益について親会社居住地国で課税対象となる。アウトソーシングを低税率国に所在するグループ子会社等に行う場合、CFC 税制の適用の可能性がある。その際の問題としては、各機能の性格、特に能動的なものか受動的なものかであるが、受動的なもの適用範囲はどこまでか(例えば、バックオフィス機能に対する売買機能)、経済的な理由の正当性に関するセーフハーバー条項などが代表的なものであることが紹介された。

ハ その他の税制

国内法では、サービスフィーを損金とするためには、通常、当該法人に関連するもので、適切な期間へ対応するもの、

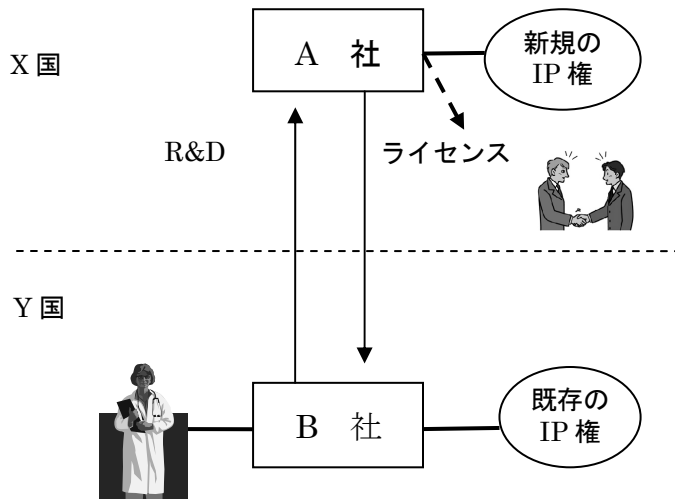
証拠書類が適切に保存され、独立企業間価格である、などの条件が必要である。

これに加え、アウトソース先が低税率国である場合、損金性及び条約適用について条件が付される場合がある。このような費用について、本人の事業活動と深く関わるサービスである場合には損金とするための追加的な要件を設ける国がある。また、主たる目的が租税回避に当たる場合、LOB 条項や GAAR により、条約適用についても一定の制限を課す国もあることが紹介された。

更に、国連の議論として、途上国にとって問題となっている点は、途上国のローカルな通貨に比して、欧米等の割高な通貨を使うことにより同じサービスが相対的に高いコストとなっている点があるとの指摘があった。

(5) 複雑なアウトソーシングの新たな事例

パネルから、複雑なアウトソーシング事例として、BEPS 行動 8 (移転価格ガイドライン 6 章の改定) で議論された事例 7 (未確定) の説明があった。



A社とB社はグループ内の企業であるが、両社はB社の既存の無形資産等と経験を有する研究スタッフを活用して高い利益の見込める無形資産を開発することとした。開発に際し、A社は必要なすべての資金を提供し開発された無形資産の法的所有者となる。両者のアウトソーシング契約では、B社は無形資産の開発、維持、発展に関する活動を行い、管理も行う。B社のアドバイスとガイダンスに基づいて開発されると、A社は世界中の関連会社又は第三者にライセンスを行い、定期的なロイヤリティを受け取るとする事例である。

本件について、契約と事実関係に基づい

て両当事者にとって可能であったオプションを前提に本件取引を考えた場合、A社がB社に資金供与を行っているという判断となるが、A社が負担するリスクを調整した上で金融活動に対する対価を認識する必要があるとの指摘があった。この点について、特別の措置で対処する必要があるとの意見の国もあるなど OECD でも結論が出ていないが、リスクと取引の再構築、過大な資本等の問題として OECD の今後の作業の中で引き続き検討されることが紹介された。

6. 結論

ルーティーンな機能のアウトソーシングが

ら、より複雑な機能がアウトソーシングされるようになり、アウトソーシングの重要性が増すとともに、多くの議論が行われるようになってきている。中でも、PE の性格付けの問題と所得計算の問題、移転価格問題としてどのように解決を図るか、代理人 PE 課税を巡る未解決な問題など、多くの課題があることを確認して討議を終えた。

「議題 2：事業体の課税上の取扱いと租税条約適用」

[Subject 2: Qualification of taxable entities and treaty protection]

〔議長及び討論者等〕

Chair : Carol Dunahoo (United States)

General Reporter : Claus Staringer (Germany) and Michael Lang (Austria)

Panel Members : Clive Baxter (Denmark), Stephen Bowman (Canada), Pramod Kumar (India), Michael Lang (Austria), Jae Ho Lee (Korea Rep.), Claus Staringer (Germany)

Commentator :

Christian Kaeser (Germany), Jacques Sasseville (OECD)

Secretary :

Felipe Vallada (Brazil/Austria)

〔テーマのポイント〕

- 多国籍企業グループでは、関連者間で国際取引を行うために、パートナーシップの形態の事業体を設立することがよく見受けられる。我が国の匿名組合や米国の LPS (limited partnership) 等のパートナーシップは、一般的に、パートナーシップの段階では課税がされずパートナーの段階で課税が

なされることから、課税上「透明 (transparent)」であるとされる。

- この取扱いは各国の税法によって異なることがあり、同一のパートナーシップが、ある国からは透明であっても、別の国からは不透明 (opaque) であるということがあり得え、国家が判断をしていない例として、米国では納税者が選択できること (チェック・ザ・ボックス・ルール) があげられる。
- このことから、パートナーシップを含むこのような性質の事業体は「ハイブリッド事業体」ともいわれ、租税条約ではその特典の付与に関して、ハイブリッド事業体への各国の「事業体の認定」の取扱いを組み合わせることで、国際的な二重課税や二重非課税が生じることが認められている。
- このような「事業体の認定の抵触 (conflicts of qualification)」に対しては、1999年にOECDからパートナーシップ報告書が公表されてはいるが、問題の完全な解決には至っていない。
- 本セッションは、この「事業体の認定の抵触」に対して、最近のBEPSにおける議論も踏まえ、その対処策について検討を行ったものである。

1. イントロダクション

このセッションは、「事業体の認定の抵触 (conflicts of qualification)」が、どのように租税条約に係るその資格付与に対して影響を与えるのか、そして、そのような抵触がどのように解決されるべきであるのかについての問題を取り扱ったものである²⁾。

この問題は、古くは IFA 総会で 1973 年からの継続的なトピックであり、1993 年から OECD で検討すべき課題として取り扱われてきたものである。

さらに、現在、OECD の最重要の検討課題である「税源浸食と利益移転 (BEPS)」のイ

ニシアティブに係る鍵の一つとなる問題でもある。

本セッションで取り上げられた「事業体の認定の抵触」とは、パートナーシップである事業体が国際取引を行う場合に、当該パートナーシップの課税上の取扱いが、その国際取引に関わる国（居住地国、源泉地国、パートナーシップ設立国等）ごとで、透明（transparent）として取扱うのか、不透明（opaque）として取扱うのか分かれることがあり、これを「事業体の認定の抵触（conflicts of qualification）」と呼んでいる。当該国際取引に関わるすべての国が、当該パートナーシップに対し同一の取扱いをしていれば、租税条約の特典の付与に関して課税上の問題（国際的二重課税又は二重非課税）が生じることはないが、「事業体の認定の抵触」が起き得ると国際的二重課税又は二重非課税が生じ得ることがあり、これに対し国際課税上の対処が必要とされてきたわけである。

これに対し、OECD は 1999 年に「The Application of the OECD Model Tax Convention to Partnership (OECD モデル租税条約のパートナーシップへの適用)」(以下「OECD パートナーシップ報告書」という。)を公表し、パートナーシップに対してどのように OECD モデル租税条約を適用すべきかについて一定の取扱いを示した。本セッションは、まさに 15 年前に公表されたこの OECD パートナーシップ報告書の妥当性の再検討をテーマにしたものであり、本報告書に敢えて「old」(この訳語は「従来の」とした)という形容詞を冠している。

本セッションでは、途中の休憩を挟み前半と後半に分けて、前半では、その冒頭部で問題点の整理がなされ、続けて「事業体の認定の抵触」への対処策としてこれまでの 4 つの異なるアプローチが論じられ、後半では、現在の BEPS への取組み等を踏まえ、新たな対処策として 2 つの潜在的アプローチが議論さ

れ、全体として以下に示す 6 つのアプローチが取り上げられた。

- ① アプローチ 1 - “Old” OECD Partnership Report (Felipe Vallada)
「従来の」OECD パートナーシップ報告書
- ② アプローチ 2 - Pure Source State Approach (Michael Lang)
純粋源泉地国アプローチ
- ③ アプローチ 3 - Modified Source State Approach (Jae Ho Lee)
韓国の判例：修正源泉地国アプローチ
- ④ アプローチ 4 - Reservations on OECD Partnership Report (Pramod Kumar)
インドの経験：OECD パートナーシップ報告書の留保
- ⑤ アプローチ 5 - OECD / G20 BEPS Report approach (Felipe Vallada · Michael Lang)
OECD / G20 BEPS 報告書アプローチ
- ⑥ アプローチ 6 - Tailored bilateral treaty solutions (Stephen Bowman)
テーラーメイド二国間条約ソリューション

2. 問題の整理

(1) 事業体の認定の抵触 (conflicts of qualification) とは何か

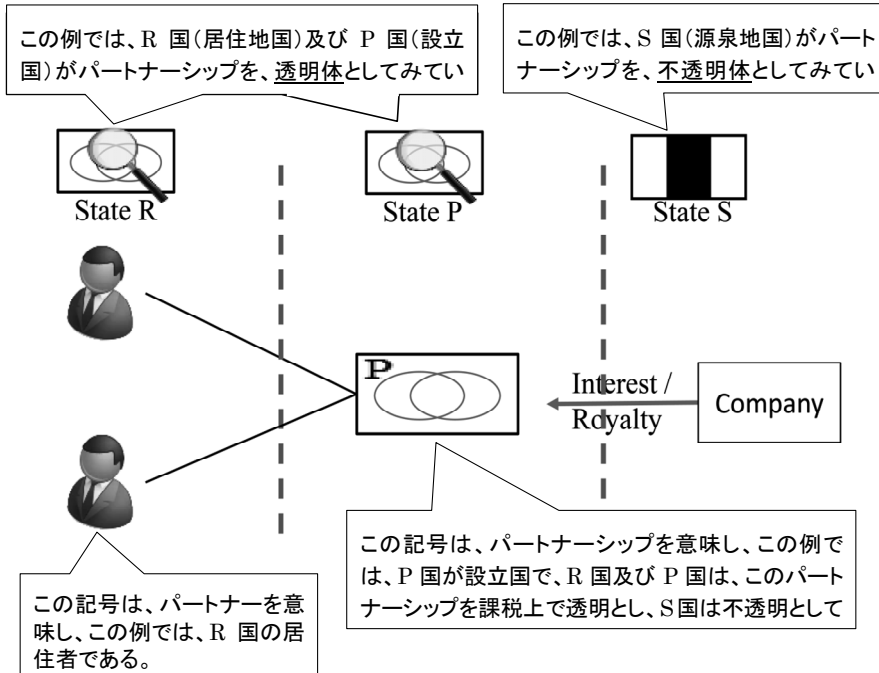
議長の Dunahoo から「事業体の認定の抵触」とは何かということで、これについて、パートナーシップに関して典型的な三者間の状況を例示することによって説明された。

この事例を下記に図示(事例①)すると、P 国で設立されたパートナーシップは、S 国から受動的所得(利子又はロイヤルティ等)を受領する。他方で、そのパートナーは、R 国の居住者である。R 国及び P 国は、パートナーシップを課税上透明な事業体 (transparent entity) であるとみなすのに対して、S 国はそれを不透明な事業体

(opaque entity) であるとみなす。
「事業体の認定の抵触」は、このような

一方の R 国及び P 国と他方の S 国との間で、典型的に生ずるものであるとされた。

〔事業体の認定の抵触(conflicts of qualification): 事例①〕



Dunahoo は、このような事業体の認定の抵触により生ずる問題には、以下のものが含まれることを強調していた。

- パートナーシップは、P-S 租税条約の目的において「者 (person)」であるかどうか？
- パートナーシップは、受動的所得の受領に関して P-S 租税条約に係る権利を与えられているかどうか？
- パートナーは、受動的所得の受領に関して、R-S 租税条約に係る権利を与えられているかどうか？
- 異なる者に国々が所得を割り当てるなら、二重課税は避けられるのか？
- 事業体の認定の抵触に係る他のケースでは、二重非課税は避けられるのか？

これらの問題を取り扱う前に、Dunahoo

は次の質問により、会場の聴衆への初期的な意見の確認を行った：

「今日の租税条約の下で事業体の認定の抵触を取り扱う方法に、あなたは満足しているか？」

この質問については、ひと握りの聴衆のメンバーが肯定的な認識を示しただけで、圧倒的多数から否定的な認識が表明された。

(2) ハイブリッド事業体が存在する事業上の理由

Baxter から、企業がなぜ、不透明で制限的な会社(法人)を利用するよりハイブリッド事業体を選好するのかについて、彼の基本的な分析結果を述べた。

Baxter は、その理由として、多種多様のビジネスのモチベーションが含まれており、共同ベンチャーあるいは企業にとっては(例えば、異種企業間のジョイント・ベン

チャーや共同投資ヴィークルにとって)、ハイブリッドの形式を取り入れることが事業上適切であろうとした。

彼は、異なる法的管轄の居住者間の共同ベンチャーは、関わる投資国のすべての租税法規に不必要に抵触しない租税中立的なヴィークルを必要とするシナリオに、一般的には導かれるという事実を強調した。彼によれば、パートナーシップがこの目的を達成するに向けての最も適当な解決策であると説明した。

さらに、共同ベンチャーの事業体が、最小資本、ガバナンス基準、販売制限などの煩わしい法的な義務に直面しないよう対処するためにハイブリッドの形態を取り入れることが、企業にとって事業上の強制的な要因となるかもしれないことを説明し、規則上又は法的な要請のためにハイブリッド事業体が組成されるかもしれないと彼は述べた。

彼は、ほとんどの場合に、租税回避をする又は逃れる動機がないという状態で上記のことが起こるということが事実であることを強調した。

3. ジェネラル・レポーターからのコメント

ジェネラル・レポーターの一人である Staringer は、ジェネラル・レポートが、以下に示した2つの目的を持っていることを説明した。

- ① 国内法における潜在的な事業体の分類に係る抵触の原因は何であったか ⇒ 国内法
- ② そのような抵触が租税条約でどのように取り扱われるのか ⇒ 租税条約

(1) 国内法における事業体の認定の抵触の原因

Staringer は、直感的に予想するよりも、事業体の認定の抵触に係る原因がずっと多

く存在していることに、いくぶん驚かされることを述べた。

原因のいくつかは、異なる法的管轄が、事業体の法的な人格について異なった概念を認めている事実を含んでおり、いくつかの国では、その国の民法がそのような事業体に法的な人格を与えている一方で、他の国ではそうはせず、税法の目的で事業体の課税上の認定が行われていることを述べた。

そして、この問題は、これらの概念が同様に外国事業体に適用されるときに、より深刻になるとした。多くの法的管轄が、比較可能性テストのベースとして、これらの国内概念を適用している。しかしながら、Staringer は、比較可能性について個別的な形式は存在しないことを述べた。

彼は、組成した国で外国事業体に課税をした方法が適切であったのかどうかを、比較可能性テストが考慮に入れているかどうかについて疑問を呈した。さらに、彼は、国境を越えるシナリオにおいて数多くの事業体の認定に関し抵触を起こすことになる、米国の「チェック・ザ・ボックス」システムについて詳述した。

(2) 事業体の認定の抵触の租税条約上での取扱い

Staringer は、裁判所がどのように事業体の認定の抵触を取扱うかについて、それが政策的な考察ではなく、経験的な検証にあるので、実証的研究でもあるとの見解を述べた。彼は、1999年のOECDパートナーシップ報告書が、最も卓越した提案ではあったものの、それが発行されたときから15年が経過し、どのくらいの見解が実際に受け入れられたかの再検討の時期であるとの認識を示した。

Staringer は、OECDパートナーシップ報告書により、OECDモデル租税条約自体は改正されておらず、それにより既存の租

税条約の改正はなされていないとしても、その勧告により OECD モデル租税条約のコメントリーの改訂がなされており、これまでの税務当局への影響等からその有効性は認められるとの認識を示した。

ジェネラル・レポートを作成する過程で、OECD パートナーシップ報告書の受け入れは限定的であり、実際には実務はかなり広い範囲で国ごとに対応がなされてきたことが見受けられた。

これは、パートナーシップ報告書の勧告が、法的な理論に純粋に依拠したものではなく、政策的な側面によって推し進められたということが、その理由であるという認識を Staringer は示した。

このことは、OECD パートナーシップ報告書が、法的な問題の分析を主題とはしていたが、主として取り扱われたシナリオに（包括的でない）事例が用意されたという限りにおいて、それは原理原則的ではなかったという脆弱さに陥っていたものであることを、彼は指摘した。加えて、パートナーシップ報告書がいくつもの矛盾を含んでおり、そのために、その権威が弱体化されたことを、彼は指摘した。

パートナーシップ報告書について、それが重要な文書であった一方で、実際の世界にはいくつもの代替的アプローチが存在していたことを指摘して、彼は説明を締めくくった。

4. ビジネス側からの懸念

OECD パートナーシップ報告書が公表されたときから 15 年が経過し、世界的な取引が以前よりずっとグローバル化されており、これを再考することが本当に適切であると、Baxter からコメントがなされた。

Baxter は、手続及び財務上のいくつかの懸念を強調し、事業体の認定の抵触に関しては矛盾が存在しかつ明瞭性が欠如していること

から、このことは企業が注意深く取り扱ってきた懸案事項であるとした。

手続面においては、企業は法規に従うことに関心があるものの、事業体が異なる国々の法規に従いながら税務申告を行うことに関しては、シビアな明瞭性の欠如があることが強調された。さらに、財務上においては、企業は不確実性に直面しているとして、取扱いの異なる事業体に所得が帰属するという理由からだけでなく、所得概念に差異が存在するという理由で、二重課税が生じるかどうかについて不確かさが存在していることが説明された。

どの事業体が、二重課税から救済を受ける権利を有しているのか、そして、それはどこまでの範囲なのか？ これらの問題は、企業にいくつもの財務上の懸念を引き起こしてきたことを、彼は強調した。

5. 「事業体の認定の抵触」を取り扱うためのこれまでの対処策

パネルから、経験等を踏まえ「事業体の認定の抵触」を取り扱うためのこれまでの対処策として 4 つの異なるアプローチが論じられた。

① アプローチ 1 - 「従来の」OECD パートナーシップ報告書

パネルのセクレタリーである Vallada から、アプローチ 1 として『「従来の」OECD パートナーシップ報告書 (“Old” OECD Partnership Report)』について説明がなされた。

Vallada は、OECD パートナーシップ報告書が、現時点で OECD コメントリーによって採用されている基準であり、最も重要なアプローチの 1 つであり続けているので、決して「古く」はないことを述べた。

OECD パートナーシップ報告書のアプローチでは、本質的に、事業体が設立された国の税法の目的に沿った方法で、事業体が認定されることを推奨していることが説明

され、パートナーシップの所得が、パートナーに割り当てられるシナリオでは、パートナーの居住地国で課税されるべきであり、加えて、パートナーが租税条約の特典を受け取る権利を得るべきであるとされている。

したがって、このアプローチを上記の〔事例①〕に適用すると、事業体は P 国においてパートナーシップとして設立され、P 国からみて課税上透明であり、パートナーシップの所得がパートナーに割り当てられることから、この場合には、S 国法人企業からの受動所得（利子又はロイヤルティ）の支払に R-S 租税条約が適用され、特典はパートナーに付与される。

なお、このアプローチについて OECD パートナーシップ報告書では、最終的に、問題が生じたケースにおいては、二重課税を救済するための対処がなされるべきであるとされている。

② アプローチ 2 - 純粋源泉地国アプローチ

Lang から、アプローチ 2 として、これまで彼が支持してきた「純粋源泉地国アプローチ (Pure Source State Approach)」について説明がなされた。

このアプローチでは、ハイブリッド事業体は、源泉地国自体の国内税法に忠実に従うことによって、純粋に源泉地国によって租税条約上の認定がなされると、彼は説明した。

Lang は、二重課税又は二重非課税のいずれかを引き起こす状況に対しては影響されやすい（これらを回避するための有効な手段とは言えない）という理由で、純粋源泉地国アプローチにはそのような問題はあるとした。

しかしながら、源泉地国で租税条約の適用をせず、異なる事業体により還付が請求されるケースにおいて、還付に係る実務的

な困難を解決する方法として、法的な論拠に関しては OECD パートナーシップ報告書より源泉地国アプローチの方が説得力があるという限りにおいてメリットが見受けられることから、彼はこのアプローチへの支持を示した。

このアプローチを上記の〔事例①〕に適用すると、源泉地国である S 国は、P 国のパートナーシップを課税上不透明としてみており、純粋源泉地国アプローチでは、S 国法人企業からの受動所得（利子又はロイヤルティ）の支払に P-S 租税条約が適用され、特典はパートナーシップに付与される。

なお、Lang からは、OECD パートナーシップ報告書のアプローチが Staringer が説明したように、政策的な側面により策定されたものであり、法的な理論に十分に依拠したものでないことから、多くの矛盾等を含んでおり、また、その公表後 15 年が経過をしていることから再検討がなされるべきものであるという考えを、強く支持していることが窺えた。

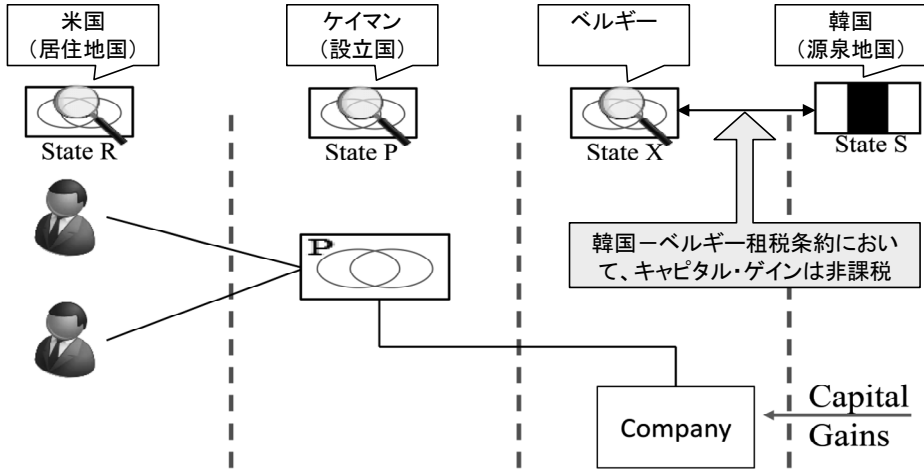
③ アプローチ 3 - 韓国の判例：修正源泉地国アプローチ

Lee から、パネルが「修正源泉地国アプローチ (Modified Source State Approach)」と呼称したアプローチ 3 について、韓国の経験（最高裁判決）を述べることで説明がなされた。

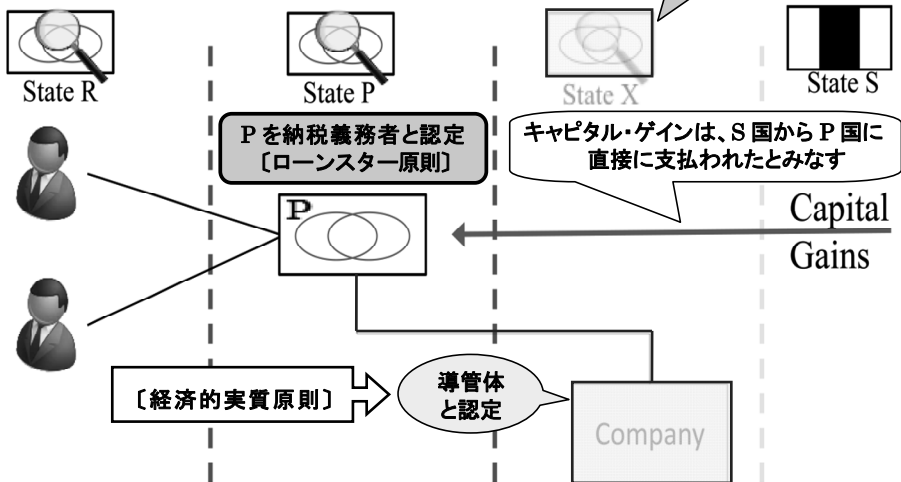
この最高裁判決の争点を一言で述べると、韓国からベルギー法人に支払われたキャピタル・ゲインの受益者がケイマンのパートナーシップ（韓国の税法の下で不透明体）である場合に、韓国が当該支払に対して課税ができるかが争われた事件である。

〔韓国の修正源泉地国アプローチ (Modified Source State Approach) : 事例②〕

(事実関係)



(韓国最高裁の判断)



事実関係は、〔事例②〕の(事実関係)に示したとおり、米国(R国)の居住者が、ケイマン(P国)でパートナーシップを設立し、当該パートナーシップがベルギー(X国)で法人を設立する。韓国(S国)からベルギー法人へキャピタル・ゲインが支払われたが、韓国-ベルギー租税条約ではキャピタル・ゲインは源泉地国で非課税のため、これに対し韓国では課税されないと原告(ケイマンのパートナーシップ)が主張したというものである。

これに対して、韓国の最高裁判所は、〔事例②〕の(最高裁判所の判断)に示したとおり、「経済的実質原則 (Substance over form doctrine)」を用いて本件のベルギー法人は「導管体 (conduit)」であるとし、キャピタル・ゲインがS国からP国に直接に支払われたとみなすことで、当該キャピタル・ゲインの支払に対し韓国-ベルギー租税条約の特典の適用はないと判断した。

次に、当該キャピタル・ゲインの帰属に関しては、「OECD パートナーシップ報告

書」には従わず、源泉地国である韓国の税法ではケイマンのパートナーシップを不透明体(課税対象)とみなしていることから、当該パートナーシップを納税者と認定する「ローンスタール原則」を用いた上で、ラング教授の「源泉地国アプローチ」を採用し、「所得帰属の判定は国内法上の問題である」と判断して、租税条約の適用は「ケイマン-韓国」で行うとの認定を行った。

したがって、韓国からケイマンの課税事業体へのキャピタル・ゲインの支払には、韓国で源泉課税されるとの判断がなされた。

このアプローチ3は「源泉地国アプローチ」ではあるが、導管国を排除してこれを適用していることから、パネルはこれを「修正源泉地国アプローチ」と呼称したものと思われる。

Lee は、このような韓国の最高裁判所の判断に対し、これが所得の二重課税をもたらす限りにおいて、そのスタンスに対して嘆き悲しんだ。

なお、上記事件については、米-韓租税条約に、透明な事業体についての特別な条項があることで、米国のパートナーは保護されることになり、米国では国際的²二重課税は発生しないようである。

④ アプローチ4 - インドの経験：OECD パートナーシップ報告書への留保

Kumar からは、アプローチ4として、国境を越えるシナリオにおけるパートナーシップへの租税条約の適用に係るインドの経験からの考えが述べられた。

最初に、Kumar は、OECD パートナーシップ報告書が政策判断で推し進められたという Staringer と Lang の批判についてのコメントに同意した。

Kumar は、問題を解決するために司法による創造的な解釈を必要とするという限りにおいて、OECD パートナーシップ報告

書には根本的な欠陥があるとみなした。彼によれば、解釈が裁判所の特権であり、それらは OECD モデル租税条約のコメンタリーではなく、租税条約自体の条文に依存するであろうことから、裁判所が、常に OECD の勧告に従うことは期待できないとした。彼は、インドにおける裁判所の見解が、完全に整合性のないものであることを説明した。

Kumar によると、インドのポジションは、OECD パートナーシップ報告書の勧告を採用しており、租税条約の特典はパートナーシップそれ自体には付与されるべきでないというものである。しかし、パートナーシップのパートナーについて租税条約に明確な規定がなされ、かつ、パートナーが同じ国の居住者であるのであれば、条約特典が与えられるというものである。

彼の結論によると、司法の創造性に対して OECD パートナーシップ報告書が強調していることは正しくなく、解決策は二国間のレベルで見いだされるべきであり、そして、それに対し租税条約が相応しく改正されるべきであるとした。

この説明に応じて、議長の Dunahoo は、条約の用語の改正が「kill effect」を引き起こすであろうと述べた。Kumar は、「制度改革の効果」の可能性に関して、この議長の意見と考えが一致した。

6. 「事業体の認定の抵触」を取り扱うための潜在的アプローチ

パネルは、BEPS の取組み等を踏まえて、これからの事業体の認定の抵触に係る対処策として、2つの潜在的アプローチについて議論をした。

① アプローチ5 - OECD/G20 BEPS 報告書アプローチ

パネルは、アプローチ5を『新しく改

善された」 OECD G20 BEPS 報告書アプローチ ('New and improved' OECD / G20 BEPS Report approach)』と呼称した。

Vallada から、このアプローチは、OECD モデル租税条約第 1 条(2)の改正案によって規定されたものであることが説明された。以下に、OECD モデル租税条約第 1 条(2)の改正案の仮訳を示す(①及び②の下線は、筆者付記)。

第 1 条 人的範囲

2. この条約の目的において、いずれかの締約国の税法の下で、①完全に又は部分的に課税上透明であるとして取り扱われる事業体又はアレンジメントにより又はを通して得られた所得は、②締約国の居住者の所得であるとみなされるべきである。

ただし、その所得がその国の税制の目的で、その国の居住者の所得として取り扱わない場合だけは除く。

[この場合において、このパラグラフの条項は、どのような方法でも、締約国の居住者へ課税する権利を制限するように解釈されるべきではない。]

この新しい第 1 条(2)の特徴としては、①の下線部で明らかなどおり、その対象は、パートナーシップである事業体に限定はされず、「完全に又は部分的に課税上透明であるとして取り扱われる事業体又はアレンジメント」となっており、すべての課税上透明な事業体及びアレンジメント（ストラクチャー）に適用することとされている。また、②の下線部で明らかなどおり、これはこれまでの OECD パートナーシップ報告書の取扱いとして居住地国課税の優先を踏襲したものと思われるが、この取扱いがコメントリーではなく租税条約上に明記され

たことに意義があるわけである。

これに対し、Lang は、この新しいアプローチが、これまでの OECD パートナーシップ報告書の取扱いに法的なベースを与えることになった限りにおいては、その意味で本当に「改善された」ものであることを指摘した。

しかしながら、彼は、それが米国モデル租税条約（2006）の第 1 条(6)によって触発されたものであると推測し、OECD モデル租税条約では米国と異なったコンテキストで解釈される必要があるとし、OECD モデル租税条約第 1 条(2)で「課税上透明である（fiscally transparent）」や「所得（income）」のような用語を使用することは、解釈上の困難をもたらすかもしれないとした。

さらに、Lang は、「kill effect」について、第 3 条(2)に係る 1995 年の修正での経験が既に明らかにしているように、これに係る新しい規定が必要であろうとの懸念を表明した。

② アプローチ 6 – テーラーメイド二国間条約ソリューション

Bowman から、アプローチ 5 と異なるアプローチとして「テーラーメイド二国間条約ソリューション（Tailored bilateral treaty solutions）」が提案された。彼は、租税条約は 2 つの締約国の間の徹底的な交渉（遣り取り）の結果であり、それはさまざまなモチベーションの産物であるとの考えに基づき、もし、多国間ベース条約上で第 1 条(2)が採用されるなら、それは多国間での合意に関して非常に困難な問題を引き起こすものであろうとして、そのような多国間アプローチに与える影響は、事業体の認定の抵触に係るアプローチを採用することへの多数の国に対する抑止力になるかもしれないと、彼は考えた。

それゆえに、Bowman は、二国間の交渉により事業体の認定の抵触を個別に取り扱うことで問題の解決をする二国間アプローチを提案し、そうであれば、二国間の交渉の持つ効果でその二国間の事情等に適応させた（仕立て上げた）解決ができるものと考えた。

彼は、米一加租税条約の 2007 年議定書における成功を説明することによって、この提案の補強を行った。

7. 「事業体の認定の抵触」に係る意見陳述

国際商業会議所の Christian Kaeser 及び OECD の Jacques Sasseville から、「事業体の認定の抵触」に関してそれぞれの立場からのコメントがなされた。

(1) Christian Kaeser (国際商業会議所)

国際商業会議所を代表して、Kaeser は、事業体の認定の抵触を取り巻いている問題に関し、二重非課税の問題は、二重課税の非救済の問題と同様には、問題の大きな割合を占めるものにはなっていないと述べた。

彼は、ハイブリッド事業体の使用が、課税目的ではなく、その多くはビジネスを促進するためのものであることを強調した。彼は、事業体の認定の抵触の問題に係る解決へのアプローチが、多国間ではなく二国間の問題であるという、Kumar と Bowman の主張に同意するとした。

さらに、彼は、ハイブリッド・ミスマッチが原因で生じている二重課税は、経済的二重課税であり、法的二重課税ではないことを強調した。

最後に、彼は、既に効果的でないことが判明している相互協議手続 (MAP) への代替手段として、効果的な紛争解決メカニズムを見出すことが、最も重要であるとの認識を示した。

(2) Jacques Sasseville (OECD)

Sasseville は OECD の立場から Lang ら

の OECD パートナシップ報告書への批判に応えるため、彼は、新しく提案された OECD モデル租税条約第 1 条(2)が、OECD パートナシップ報告書での取扱いを間違っていたと認定したものでないことを最初に述べた。このことは、OECD パートナシップ報告書が、すべてのハイブリッド事業体に対してではなく、単にパートナーシップへの適用を明示的に予定したものであったからであるとした。

加えて、Sasseville は、OECD パートナシップ報告書が、法的なベースを見出すよりむしろ、政策アプローチを取り入れたものであるという批判に反論した。

彼によれば、租税条約のポリシーは、租税条約を解釈するときに考慮に入れられなくてはならない「条約法に関するウィーン条約 (1969)」を踏まえると、理論的に精緻であることよりも、二重課税の回避という目的と意図を達成することが、租税条約上で優先して対応すべきことであるとされた。

8. 結 論

セッションを閉じる前に、議長の Dunahoo からすべてのスピーカーに、彼らの最後の考えを示すことが求められた。

Bowman : 事実認定による解決策のプロセスは、進展していく課題に近接していく解決策のプロセスである。OECD は、考え方の指導を幅広く行ってきている。しかしながら、これらの適応の具体的な方法は、地域的な検討に依存するであろう。

Baxter : 事業体の認定の抵触に関する問題は、その課題が進展し続けるので、近く解決されることはないであろう。

OECD の BEPS 勧告をどのように適応させるかを決定することについては、各国の様々な思惑等が存在しておりその想定は容易ではない。可能性が最も高いことは、完全な解決策は決して存在しないというこ

とである。これまでのところ多くの問題を解決してきたインドの法制度は賞賛できる。

Kumar : 事業体の認定の抵触に関しては、適切な二国間の交渉で解決される必要があるという二国間の問題である。もし、租税条約を改正することに多国間のアプローチが取り入れられるなら、それはまさに個別事情的なものになるべきではなく、より原則的なものになるべきである。

Lang : テーラーメイド二国間条約ソリューションは魅力的であるかもしれない。しかし、3,000 以上の租税条約を改正することは現実的ではない。そして、これは今以上にもっと多くの争訟をもたらすだけであろう。それゆえに、モデル租税条約の見直しが支持されるべきである。

提案された OECD モデル租税条約第 1 条(2)は、非常に良い出発点であるが、しかし、その「制度変更の効果」については慎重でなければならないとした。

Staringer : ジェネラル・レポートは、討論の結末というよりむしろその始まりである。そして、それ以上に完璧には問題が解決される可能性は高くないものである。ジェネラル・レポートは、問題の識別に関して多くを取り扱った一方で、提案された OECD モデル租税条約第 1 条(2)は解決策に向かってのステップである。それには、十分に細かな調整が必要とされる。

Lee : この議論は、韓国で専門家が直面する類似の問題に対して解決策を見出すことに、非常に有用であろう。

「セミナーA：アウトソーシングと費用分担取極に関する VAT の取扱い」

[Subject A: VAT implications of outsourcing and cost-sharing arrangement]

〔議長及び討論者等⁽³⁾〕

Chair : Satya Poddar (India)

Panel Members : Piet Battiou (OECD),
Harun Can (Switzerland),
Igor Mauler Santiago (Brazil),
Rebecca Millar (Australia),
Andrea Parolini (Italy)
Secretary : Caroline Heber (Germany)

〔テーマのポイント〕

- 外部委託は、企業活動のコストを削減し、競争力を高めるための有効な手段である。
- 企業が負担する付加価値税について、支払った税額が完全に控除されることで、付加価値税の企業活動に対する中立性が維持されるが、金融取引は非課税取引とされるため、支払われた付加価値税が控除されることなく価格へ転嫁される。そうすると、非課税事業者に対して事業を外注してサービスの提供を受けると、非課税事業者の前段階まで累積された付加価値税負担を、委託した者が負担することになるため、このような外部委託契約を避けるという結果につながる。
- このようなカスケード効果を排除するために各国で導入されている制度や仕組みについて紹介されたものの中で、ニュージーランドで導入されている「0 税率」が有効である。

1. 外部委託の諸形態と効果

(1) 外部委託の諸形態

典型的な外部委託は、pure outsourcing (事業活動を第三者に外注すること)、co-sourcing (事業活動を組織内及び第三者が共に履行すること) 及び shared services (組織のある部門が他の部門のために事業活動を履行すること) といった形態に分けられる。

外部委託の主な目的は、コスト削減、主要な事業活動への資源の集中、組織の改

善・改革推進及びマーケットへの即応である。

なお、本セミナーは、事業者間取引に焦点を絞る。

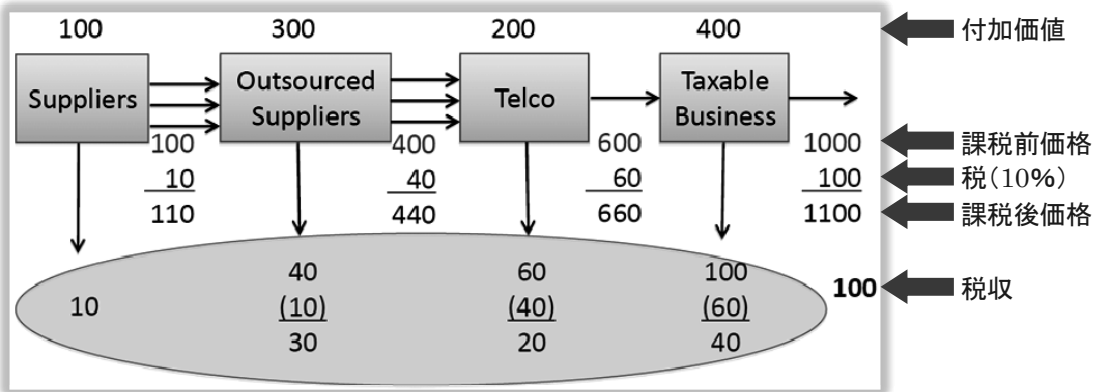
(2) 外部委託に係るカスケード効果

企業が負担する付加価値税については、企業の取引連鎖の中に銀行が含まれている場合、銀行自体が行う事業取引が付加価値税の非課税取引とされるために、銀行が他の事業者に対して支払った付加価値税額は

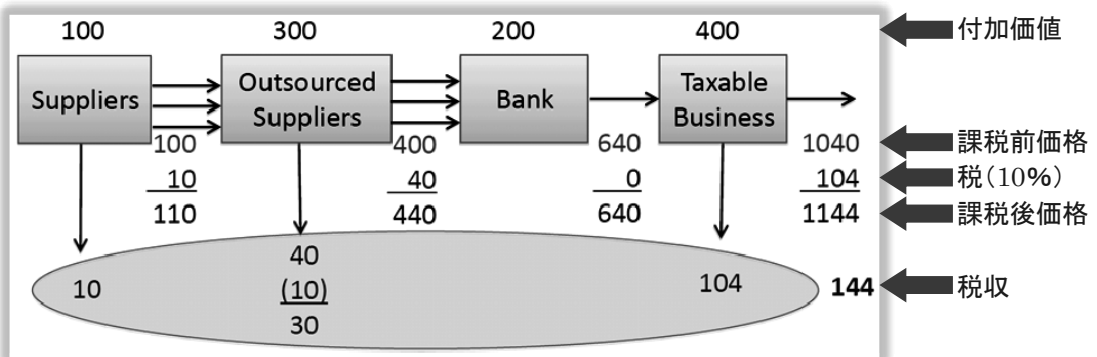
控除されることなく価格へ転嫁される。そうすると、経済全体として付加価値税負担が高くなることとなる。このような状況をカスケード効果という。

一方で、従業員給与のような内部取引には付加価値税は支払っていないのであるから、カスケード効果は生じない。つまり、金融サービス部門が外部委託した場合は、外部委託しない場合に比べて付加価値税負担が増加することになる。

【全てが課税取引の場合】



【カスケード効果がある場合】



そもそも付加価値税は、①消費・支出に課される間接税、②累積のない多段階取引課税、③最終消費者にのみに負担させる仕組み及び④非課税取引や非事業の活動は最終消費者と同様に「支払付加価値税」として扱われるといった性質を有するものである。

これらの性質によって課税取引を行う事業者は外部委託したサービスについて生じたいかなる付加価値税も完全に控除することができるとする中立性原則が維持されるのであるが、カスケード効果が生じると、付加価値税の企業活動に対する中立

性が失われる。

なお、OECD の付加価値税ガイドライン (“International VAT/GST Guidelines”) は、付加価値税が企業の意思決定に及ぼす影響を最小限にとどめ、あらゆる事業者において公平な取扱いとなることを企図し、①付加価値税は課税事業者の負担となつてはならないこと (Guideline 2.1)、②同等の取引を行う事業者は同等に課税されるべきこと (Guideline 2.2)、及び③付加価値税が事業上の意思決定に重要な影響を与えないこと (Guideline 2.3) を、中立性原則として掲げている。

2. 中立性回復のための各国の仕組み

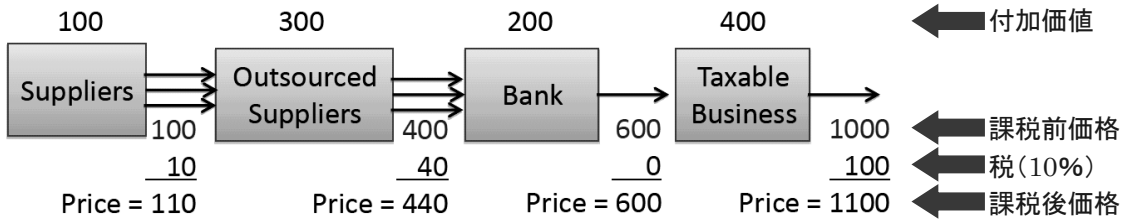
付加価値税のカスケーディング効果を取り除き、中立性を回復するために、EU、オー

ストラリア、ニュージーランド、ブラジル、カナダ及びインドが取り入れている制度や仕組みとして、概ね①グループリーフ (関連者間取引の非課税)、②課税対象の拡大、③0 税率やみなし控除といった仕入税額面での措置、及び④外部委託や費用分担契約への非課税の拡大といったものがある。

なお、本稿では、ニュージーランドの 0 税率について説明する。

ニュージーランドの付加価値税率は原則として 15% であるが、特定の取引については税率 0% として課税取引に含めている。この中には、事業者間で行われる特定の金融取引も含まれる。すなわち、金融取引を非課税取引とせず、税率 0% の課税取引とみなす制度である。

【0 税率のイメージ図】



これにより、金融業の前段階に支払われた付加価値税が、その後段階の業者においても控除されるため、カスケーディング効果が生じない。

の見解が示された。

「セミナーB：資産の間接譲渡」

[Seminar B: Indirect transfer of assets]

〔議長及び討論者等〕

Chair : Mukesh Butani (India)

Panel Members :

Kees van Raad (Netherlands),
 Stephen Nelson (Hong Kong/China),
 Jessica Power (Chile),
 Graeme Cooper (Australia)

Secretary : Parul Jain (India)

3. 結論及び提言

パネルは、外部委託が経済全体において重要な役割を果たしていることに触れ、企業取引に対して重大な影響を及ぼす付加価値税のカスケーディング効果を緩和し、中立性原則を徹底するための改善が必要であると結論付けた。

また金融業に関しては、ニュージーランドで導入されている「0 税率」が有効であると

〔テーマのポイント〕

- 国際的な資産の間接譲渡に関しては、タックス・ハイブンを設立した子会社に、国内企業の株式を保有させ、その子会社を海外で外国企業に譲渡することで、当該国内企業をその事業ごと、一切の国内取引を介さずに、外国企業に譲渡することができる。
- この場合に、国内企業の法的管轄では課税関係が生じないとするのが争われたのが、インドのボーダフォン事件である(詳しくは本文参照)。
- 本セッションは、この資産の間接譲渡に係る課税の在り方について取り扱ったものである。

議長の Butani は、本セッションを始めるに際して、資産の間接譲渡に関する最近の 2

つの事件である、インドのボーダフォン事件と中国の重慶事件に言及し、本セッションに関するパネルの意図が、国内立法の見地からは、資産の間接譲渡の税制に関する動向とアプローチを検討することであり、一方で、国際課税の観点からは、特に OECD によって提供されたガイダンスから、そのようなルールの正当性を分析することであると述べた⁴⁾。

IFA の年次総会がインドで開催されるのであれば、そのセッションのテーマの一つとして、国際的に大きく注目を浴びているインドの「ボーダフォン事件」の争点である「資産の間接譲渡」を外すことはできないものと考えられ、本セッションの開催に当たり当該事件への言及がなされたものと思われる。このボーダフォン事件の概要等については、以下に示す⁵⁾。

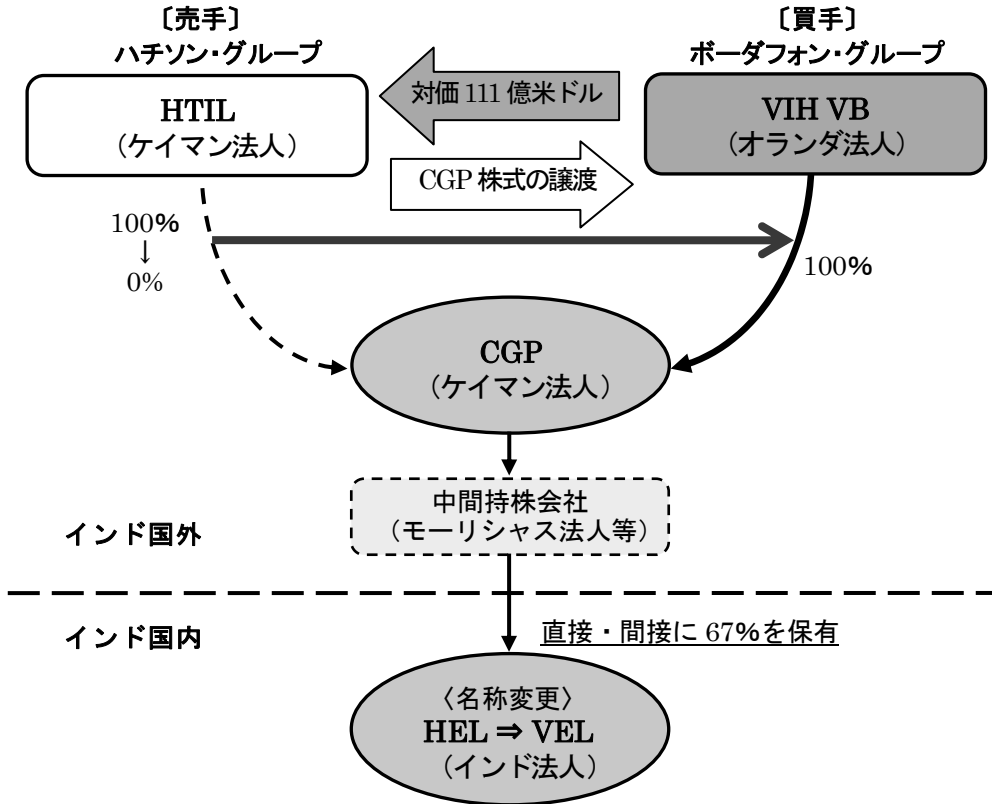
〔インドのボーダフォン事件〕

(事実の概要)

ボーダフォン・グループはインドの移動体通信事業に進出するため、インド業界シェア第 4 位のハチソン・グループから移動体通信事業のすべてを譲り受けるため、以下の取引を行った。

- ① 香港のハチソン・グループは、インドでの移動体通信事業をインド法人である Hutchison Essar Limited (「HEL」という。)により展開しており、HEL 株式の約 67%を、ケイマン法人である CGP Investments (Holdings) Limited (「CGP」という。)にモーリシャスの複数の中間持株会社等を通して間接的に保有させ、CGP の株式の 100%を、ケイマン法人である Hutchison Telecommunications International Limited (「HTIL」という。)に保有させることで、インドでの移動体通信事業の支配権を有していた。
- ② 2007 年 2 月、英国のボーダフォン・グループと中国のハチソン・グループは、HTIL の所有しているすべての CGP の株式を、ボーダフォン・グループのオランダ法人である Vodafone International Holdings B.V. (「VIH BV」という。)へ、約 111 億米ドルの対価で譲渡する契約を締結した。
- ③ このことにより、ハチソン・グループのインドでの移動体通信事業の支配権をボーダフォンに移転させることで、ボーダフォン・グループはインドの移動体通信事業への進出を果たした。なお、HEL の名称は「Vodafone Essar Limited (「VEL」という。)」に変更された。

本件取引は、ボーダフォンと HTIL 間における CGP の株式の譲渡取引であり、したがって、これはオランダ法人とケイマン法人間におけるケイマン法人の株式の譲渡取引として、これまでのビジネス常識ではインドの法的管轄外で行われた取引であり、ボーダフォン側の主張によれば、インドの課税権は及ばないと解されるものであった。



(裁判所の判断)

2010年9月8日に、インドのボンベイ高等裁判所は、インドの移動体通信事業会社の支配権を間接的に有しているケイマン法人の株式をインドの法的管轄外で売買した場合に、当該株式の売却による企業の譲渡益（資産の間接譲渡）にインドの課税権が及ぶものとし、当該株式を取得したボーダフォン・グループはその対価の支払について源泉徴収を行ってインドに納付する義務があるとの高裁判決を下した。

これに対し、2012年1月20日にインド最高裁判所は、現行のインドの所得税法の条文では、インドの法的管轄外で売買された株式の譲渡益に対して、インドには課税する権利がないとして、ボンベイ高裁の判決を覆し、税務当局敗訴の逆転判決を下した⁽⁶⁾。

(行政府の対応)

この最高裁判決に対して、インド政府は、その2カ月後の2012年3月16日に、予算案で、「インド資産の移転を伴う国境を越える取引への課税を認める改正案」を提出し、これにより、インド資産の移転を伴う国境を越える取引に対して現行の所得税法の条文で課税が可能であることを立法的に確認することで、ボーダフォン事件のような国際的な資産の間接譲渡に対しては50年前に遡及して課税ができることとされた。

この50年遡及の法案は、インドの1961年所得税法の用語の解釈、例えば、“through”については、その意味は“by means of”、“by consequence of”又は“by reason of”を含むものであるとか、“capital asset”については、実質的にインドに所在する資産からの価値に由来する株式又は持分は“situated in India”であるとかについて明確化をしたものであり、それが1961年所得税法の制定当初(50年前)からそのように解釈ができると確認をしたものである。

インド政府は、新たな制度を立法して、これを50年前に遡及するというものでないことから、これは制度を50年遡及するものではないと主張した。

しかし、現実には、IFA ムンバイ大会が開催されている2014年現在においても、いまだ、ボーダフォン事件の課税処分は解決しておらず、国際的な注目の下でのインドの国際課税の懸案事項として、税務当局側と納税者側との間で個別の折衝が続けられているようである。

1. タックス・ポリシー上の検討

この国際課税における資産の間接譲渡への課税について、パネルからは、タックス・ポリシー上の検討として、「法令の域外適用(extraterritoriality)」の問題が分析された。

最初に議論された事項は、国際慣習法の原則(principles of customary international law)が、外国人の間で行われた売買に、国家が課税することをどの程度制限することができるかについてであったが、この問題には即答できる回答はないということであり、源泉地国が資産の間接譲渡に対して外国事業体を課税することが検証のポイントになるとされた。

インド人である議長のButaniからは、この問題に関してインドの憲法上の見解が示され、インドでの最近の資産の間接譲渡の税制に関する遡及適用の論争が紹介された。

Van Raad は、執行可能性によって国内ル

ールが策定されるときに、国は国内ルールの実施における制約を受け入れることを述べて、領土主義の概念と経済的なネクサスについて議論を続けた。さらに、国連モデルの以前の検討で特に議論されてこなかった「その他の所得」のための源泉地国課税を規定している国連モデル租税条約第21条が議論され、ネクサスの問題は理論より事実の確認に基づく問題であると結論づけた。

Nelson は、法的管轄の外での企業買収のような特定の行為が、当該法的管轄に対して効果を得るときには、反トラスト法が適用可能であることを述べて、議論に反トラスト法の見地から生じる含意を付け加えた。そのうえで、その法的管轄にある資産の譲渡が当該法的管轄の外で実行されたときに、それが当該法的管轄に直接的な効果を有することはあり得るであろうと議論がなされた。

また、OECD モデル租税条約の第27条(徴

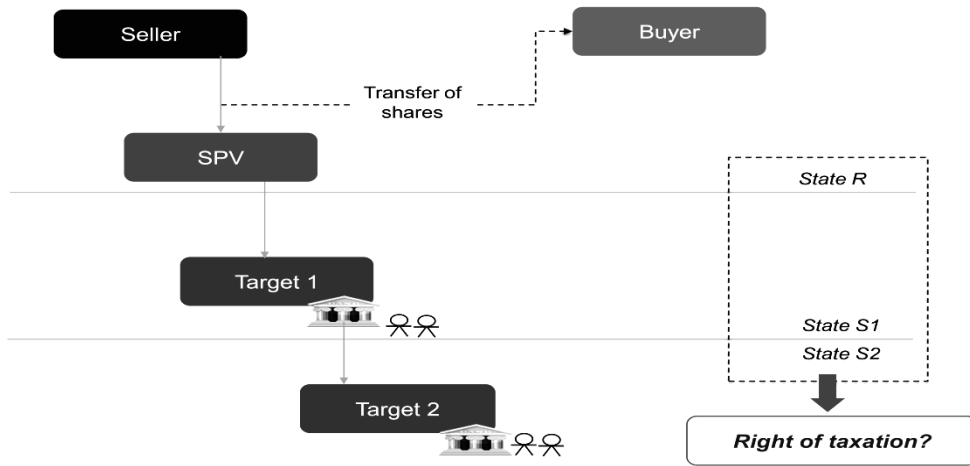
収共助) 又は徴収共助に係る OECD-ヨーロッパ会議条約 (1988) の第 21 条(e)は、国際的な資産の間接譲渡に係る課税に対して利用が考えられるかもしれない。

最後に、パネルからは、租税条約の適用問題を検討するために、2 つの異なる源泉地国

に 2 つのターゲットが置かれた場合における資産の間接譲渡に関する多段階ストラクチャー [事例 1] を説明することで分析が続けられ、この [事例 1] の場合に、例えば、Target 2 の源泉地国 2 (State S2) に課税権が認められるのかの検討がなされた。

[事例 1]

MULTI-TIER STRUCTURES



2. 各国の資産の間接譲渡に係る実際の取扱い

パネルは、国際的な資産の間接譲渡への課税に対して、租税回避防止手段を行使する各国のアプローチに係るいくつかの事例をもって議論を続けた。

(1) 国際的な資産の間接譲渡に対する国内法によるアプローチ

国際的な資産の間接譲渡に対する国内法によるアプローチとしては、Cooper からオーストラリアでは土地を豊富に所有する企業が多いことから、そのための課税ルールについて詳しく述べられたが、この手段は租税回避防止規定とはみなされていないということであった。

Butani からは、イスラエルが不動産を含まない間接譲渡に税制を適用するという一線を越えた最初の国であったことが述べられた。加えて、2015 年 4 月 1 日にイン

ドの一般的租税回避防止規定が施行されることと、中国のサーキュラー698 の実施に関して言及がなされた。

Nelson は、あいまいな租税回避防止ルールが、税務当局と納税者の双方にとって、不確実性をもたらすと結論づけ、ある国で採用された新しいルールは、それらの実施に関する細則が欠如しており、例えば、譲渡に係る事後的なコストの増加が認められるかどうかは不明である。

この議論の中で、Cooper は、国内の租税回避防止ルールの発動に対して租税条約の条項を武器として利用する企業の能力を制限することになる OECD の BEPS 行動計画の行動 6 を説明した。

(2) 各国の具体的な法令規定

チリ — Power から、チリでは企業再編成の裁判例で、間接譲渡に関して控除を

与えることを適用可能とする間接譲渡ルールについての説明がなされた。

中国 — Nelson は、中国でのサーキュラー698の下で規定された報告義務要件を説明した。それは、タックス・ヘイブんで設立された事業目的に欠ける持株会社を無視するために、中国の税務当局を支援することを目的としたものである。

実際には、「事業目的」テスト("business purpose" test)の解釈に関するガイダンスが欠如しているために、事業実体テスト(business substance test)が、事業目的テストがそうするであろうより広い領域をカバーして、そのようなケースに適用されている。

オーストラリア — Cooper はオーストラリアのルールを詳述した。それは、国内法の領域を決定する租税条約第13条(4)を用いており、したがって、非居住者へのキャピタル・ゲイン税に対する国内法の要求は、オーストラリアの課税対象の資産を含む取引のみに対して生ずることになる。

インド — Butani は、インドのルールについて「譲渡」という用語の定義の明確化について議論し、「譲渡」は「直接又は間接に、資産若しくはその運用益を処分する若しくは放棄する又は資産の運用益を付与すること」であるとした。

「資本資産(capital assets)」のコンテキストにおける「資産」の用語については、それは、「マネージメント/コントロールの権利又はその他の権利を含む、インドの会社の中の又はに関連する権利」を意味するとした。

「株式の場所」については、「会社の設立/登記の場所としてではなく、コントロールとマネージメントがある場所

とみなされる」ということで、この問題を取り扱った。

Van Raad は、活動が行われる国又は雇用者が居住している国のような、異なる国を源泉地とみなすかもしれない「雇用所得(employment income)」の事例を持ち出して、所得の「ロケーション」と「源泉地」が自明な概念ではないということを述べた。

3. 租税条約の条項での取扱い

(1) 国内税法と租税条約との相互作用

Van Raad は、租税条約に含まれた一般の分配ルールを論じることによって、資産の間接譲渡に対する租税条約の条項の適用可能性に係る議論を行った。彼によると、それは、国内法の下で法的管轄が課税権の確保の観点から要求することについて、その法的管轄を制限するものである。

国内税法と租税条約との間の相互作用を議論するときには、法的管轄が国内税法の下で課税するかどうかを決定し、最初に国内ルールが適用されるわけであり、一方で、その後、もしそれに関して、適用可能な租税条約が制限を与えるのであれば、それについて確認がなされることになる。租税条約が、その法的管轄に国内の課税ルールの適用を認めるかどうかは、当該所得の資産/源泉地のロケーションに関する条約の条項に依存する。

なお、租税条約に定義の無い用語については、OECD モデル租税条約第3条(2)によれば、締約国の法令の意味に拠ることになるが、例えば、「生ずる(arising)」の用語は国連モデル租税条約の第21条(3)で用いられている一方で、他の法的管轄がその国内ルールの下での用語の意味を使用することが認められる。また、「生ずる(arising)」の用語はOECD モデル租税条約第11条(5)で定義される一方で、そのような定義は利子所得に関する分配ルールの適用に制限さ

れるものである。

(2) OECD モデル租税条約と国連モデル租税条約

パネルは、資産の間接譲渡に係る取引に関する OECD モデル租税条約及び国連モデル租税条約のそれぞれの条項を取り扱うことで議論を継続した。

OECD モデル租税条約では、その第 13 条(4)に「そのような株式が直接又は間接に不動産からそれらの価値の 50%以上を得ているのであれば、その株式の譲渡からの収益は不動産の所在地国が租税を課すことができる」旨の規定がなされており、このなかの「直接又は間接に」の意味についての議論がなされた。

これについて、Cooper は、利得がパートナーシップ又はトラストの持分の譲渡から得られるときの状況に言及し、第 13 条(4)にはいくつかの欠陥があることを指摘したうえで、BEPS 報告書の行動 6 が、そのような取引をカバーするために、第 13 条(4)への修正を含んでいることを述べた。

国連モデル租税条約においても、その第 13 条(4)について分析がなされ、Butani から、それは株式の譲渡を取り扱っているが、パートナーシップ又はトラストの持分の譲渡を取り扱っておらず、OECD モデル租税条約とは異なり国連モデル租税条約では、源泉地国において課税可能であるとの指摘がなされた。

Indirect transfer of assets through/ pertaining to	OECD MC	UN MC
Alienation of shares	Taxable*	Taxable**
Alienation of an interest in partnership, trust or estate	Not taxable	Taxable*

(3) 各国の国内税法と租税条約との関係

Nelson は、資産の間接譲渡の税制に関してより発展的なアプローチを取り入れた法的管轄の国内の課税ルールと、そのような法的管轄の租税条約ネットワークとの間の関係について議論した。

中国の裁判例が分析され、これは、正当な商業的目的がない持株会社の存在を税務当局が課税上無視する租税回避防止ルールを利用することによって、資産の間接譲渡に課税がなされたケースである。

Power が、チリの裁判例について述べ、その租税条約は起草されたときに、OECD モデル租税条約第 13 条に従っていないものであるとした。一般的に租税条約が居住

地国に排他的に課税権を付与する一方で、いくつかの租税条約は、キャピタル・ゲインに係る課税権については双方の国に課税権を付与しているかもしれないとの説明をし、この後者の裁判例においては、チリの税務当局は、「その他所得」に対する第 21 条を適用しているとした。

Butani は、インドの租税条約に含まれているキャピタル・ゲインに係る租税ルールに関し、それらをいくつかのカテゴリーに分割して、それらがオフショア・サプライへのインド課税権を認めるかどうかについて分析を行った。

(4) ケーススタディ

さらに、パネルはケーススタディとして、

2つの別々の法的管轄に2つの異なるターゲットとなる企業が存在している資産の間接譲渡のケース〔事例2〕を分析した。

このケースでは、双方の国に未償却の資産があり、これらの資産の価額（原価）はそれらの公正市場価格よりずっと低くなっている。

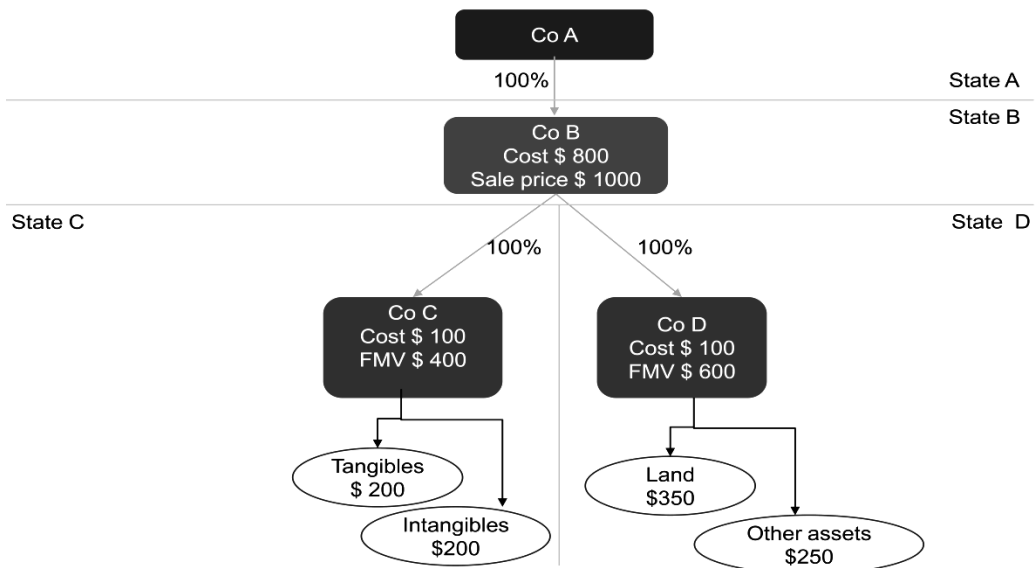
パネルは、このケースで、取引から生じるキャピタル・ゲインに係る課税権について、売手の居住地国が主張し、しかし、ターゲットの企業が存在する2つの国においても主張がなされるであろう状況を論じた。

キャピタル・ゲインは、それらの国で、異なった方法で計算され、そのため、居住地国ルールに従って計算された利益の金額を超えるということで、双方の源泉地国で課税された租税に対して、居住地国に救済が求められるケースが生じることになるであろうとされた。

このケースでもう1つ興味深いことは、居住地国は売買から損失を算出するであろうが、他方で、源泉地国はそれにもかかわらず利益が生じているとみなすであろうということである。

〔事例2〕

CASE STUDY



4. 執行可能性

執行可能性のメカニズムは、3つのレベルで作用するとされた：①譲渡者レベル、②譲渡者レベル及び③ターゲットレベルである。

Butani は、インドの源泉徴収税の域外適用についての改正に言及した。最終的に、たとえ非居住者がインドでのプレゼンスを有していないとしても、インドで源泉徴収税を課すことができるという規定に改正された。

Cooper は、各国の利用可能な既存の二国間及び多国間の執行手段としては、資産の間接譲渡に関して、各国がどのように情報交換及び徴収共助を取り扱うのかについて言及した。

Van Raad は、租税条約の規定と多国間協定の規定との間の区別について指摘した。各国は二国間の租税条約には、その性質のためにより制約が多いルールを含めるであろうと

した。

議論に出されたもう1つの論点は、このようなメカニズムの下で公表される情報の機密性についてであった。

5. 結論

議長の Butani から、パネルのすべてのメンバーに対して、彼らの貢献に感謝の意を表明することで本セッションは締め括られた。Butani は、パネルの主たる目的が、この問題に関する既存の動向を分析することであると述べ、最後に、資産の間接譲渡の税制に関しては多くの問題に回答がなされないままであると結論づけた。

「セミナーC：法人の課税上の居住地」

[Seminar C : The Taxable Residence of Companies]

[議長及び討論者等⁽⁷⁾]

Chair : Guglielmo Maisto (Italy)

Panel Members : Stéphane Austry (France),

Nikhil Mehta (India/United Kingdom),

Jens Schönfeld (Germany), Jefferson

Van der Wolk (United States),

Michiel Van Kempen (Netherlands)

Secretary : Cesare Silvani (Italy)

[テーマのポイント]

- 国内法に基づく全世界所得課税の伝統的な判定基準である①法人の設立場所(place of incorporation; POI)及び②事業の管理の場所(place of effective management; POEM)により、二重居住者等の様々な問題が生じる。
- 米国や英国では、特に租税回避防止の観点から、POI基準とPOEM基準を併用するが、POEM基準には、事実認定・証拠資料の問題のほか、これにより居住地を判定し

た場合の所得の算定・帰属など、解決すべき問題がある。

- 居住地の問題の解決のため、OECDは更なる指針を示すべきであり、振り分け基準のより単純化が不可欠である。

1. 国内法における課税上の居住地の判定基準

議長から、本セミナーの項目の説明及び各パネリストの紹介の後、国内法に基づく全世界所得課税の伝統的な判定基準として、①法人の設立場所 (place of incorporation ; 以下「POI」という。) 及び②事業の管理の場所 (place of effective management ; 以下「POEM」という。) があり、後者については、OECDモデル租税条約の概念であるが、国によってその解釈に差異があることに留意する必要がある旨の説明が行われた。

次に、Van der Wolk から、POI基準を採用する米国における取扱い等について、次の説明が行われた。

(米国)

- ・ 米国の内国歳入法では POI 基準が用いられ、「内国法人」は「合衆国又はその州 (例 : デラウェア) において、又はそれらの法令に基づき、創設又は組織された法人」と定義され、全世界所得が課税対象となる。「外国法人」は「内国法人ではない法人」と定義され、米国源泉所得のみが課税対象となる。
- ・ 他方、内国歳入法上、その例外として、①米国で設立された法人 (US Co) 及び②米国で設立されたものではない法人 (Foreign Co) について、それぞれの株式の過半数を米国居住者が保有しており、かつ、他方の法人の株式の売却なしには、その株式の過半数を売却することができない場合、②の法人 (Foreign Co) は、米国の課税上、米国の内国法人と取り扱われる (Stapled Entities; 内国歳入法 269B 条)。

- また、諸外国の法人税率が引き下げられ、米国の税制が魅力的でなくなるとともに、日本や英国が外国配当を免税としたように、国外源泉所得への課税が当たり前ではなくなっている状況において、国際的な事業活動に当たり、米国に親会社を持ちたくないという理由から、企業グループ内で、米国親会社を例えば他の米国法人に合併させ、その親会社の株式と新たに親会社となるタックス・ヘイブンの法人の株式とを単純に交換して、米国親会社の株主がタックス・ヘイブン親会社の株主になるといった事例(コーポレート・インバージョン)に対処するため、2004年に、内国歳入法 7874 条が創設され、米国法人が外国法人に取得された場合に、その結果として、その外国法人の株式の 80%以上が当該米国法人の元の株主によって保有される場合に、その外国法人を内国法人とみなすこととなった。
- POI 基準によって生じる問題として、次のことがある。
 - － 外国で設立された法人を利用することによる、居住地に基づく国外源泉所得に対する課税の回避の可能性
 - － POI 基準を採用する国に POI があり、かつ、POEM 基準を採用する国に POEM がある場合における二重居住地
 - － 純粋な POEM 基準を採用する国に POI があり、かつ、純粋な POI 基準を採用する国に POEM がある場合における二重無居住地
- インバージョン対策については、オバマ政権の 2015 年予算案の中で、取得後の株式保有状況にかかわらず、次の 2 つの要件を満たす場合には、米国法人を取得した外国法人を米国の内国法人と取り扱うことが提案されている。
 - i 中心的な管理支配が米国内で行われていること
 - ii 実質的な事業活動が米国内で行われていること
- 上下院のレビン両議員からは、ii についてより低い基準により、予算案よりも厳格な取扱いに関する提案がされている。また、共和党は、米国の法人税制をより魅力的なものとするため、法人税率の引下げ及び外国配当免税といった国外所得免除方式の採用を主張している。
- ただし、米国の税制改正案では、次の理由から、POI 基準を止めることにははされおらず、これを変えるとは考えられない。
 - － 単純明快な基準であること
 - － 米国税法の不変の要素であること
 - － POEM 基準は、米国内における管理活動を抑制しかねないこと
- 続いて、Mehta から、英国及びインドにおける取扱いについて、次の説明が行われた。(英国)
 - 英国では、①中心的な管理支配の場所 (place of central management and control) 又は②POI のいずれかが英国国内にあることを判定基準としている。①は非常に古くからの基準であるが、②は 1988 年に導入された。
 - ①は、具体的には、「法人の事業運営に責任を有する最高権限 (highest authority which is responsible for running company's business)」に基づき判定される。
 - 英国居住者である法人は、租税条約に基づき英国非居住者と取り扱われる場合がある。(インド)
 - インドでは、①POI 又は②管理支配が課税年度を通じてすべてインド国内で行われている場合を判定基準としている。
 - 2013 年直接税法で、①POEM が常時インドにあること、②法人全体としての事業遂行上必要な管理及び営業上の決定がインド国内で行われていることを判定基準とすることとされた。

最後に、Austria から、領域課税主義との関係について、フランスを例に次の説明が行われた。

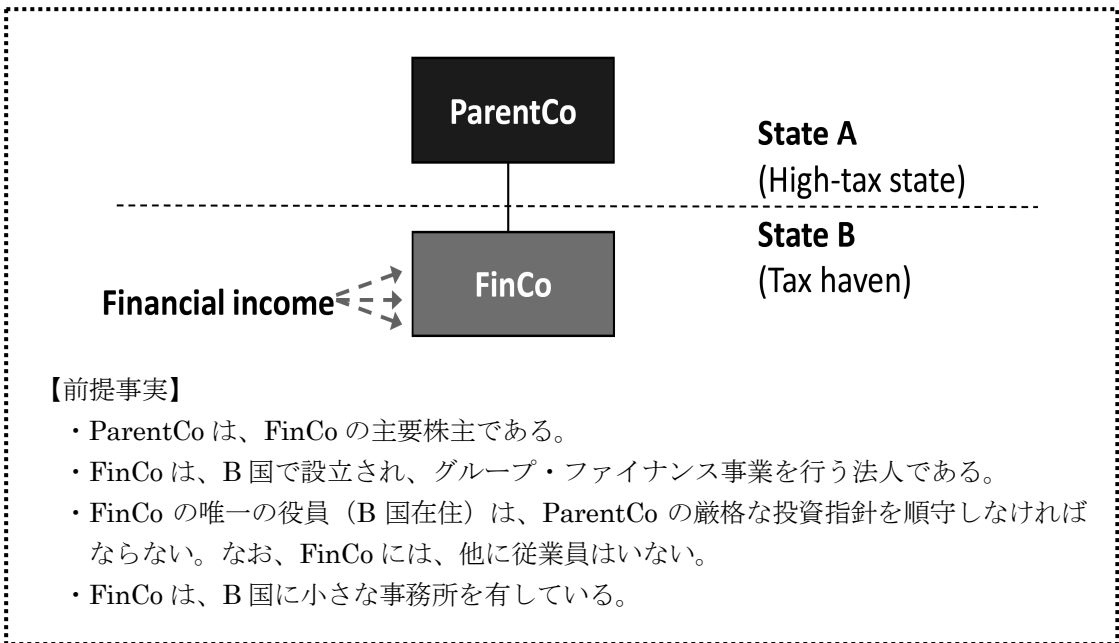
(フランス)

- ・ フランスのような領域課税主義の場合、課税上の居住地の概念はない。なぜなら、納税義務は、主に自国で行われた事業から生じる所得について負うことになるからである。
- ・ フランスで設立された法人は、国外事業所得には課税されず、フランス国内の事業から生じた所得のみに課税され、外国で設立された法人は、フランス国内の事業から生

じた所得のみに課税されることになる。すなわち、フランスにおいては、法人の設立地及び事業の管理の場所がどこであろうと変わらない。

- ・ 課税上の居住地が問題となるのは、フランス居住法人は、外国で生じた受動的所得について、フランスでの事業から生じた所得とみなされ、フランスで課税される場合である。
- ・ POI 基準は、企業の指揮命令を管理する組織の場所に基づく POEM 基準と整合的ではない。

2. 法人の課税上の居住地に関連する税務調査



上図の事例に基づき、A 国の税務当局が採り得る次の 5 つの選択的手法について、Schonfeld ((1),(2))、Austria ((3)) 及び Kempen ((4),(5)) から、次の説明が行われた。

(1) CFC テスト

→ 法的枠組みが整備され、POEM テスト又は導管アプローチよりも明確であることから、実務上、A 国の税務当局は CFC

税制を適用しようとするだろう。

(2) POEM テスト

→ FinCo が EU で設立されたものである場合には、(Cadbury Schweppes 事件の例により) EU 法に抵触するとして CFC 税制を適用できない可能性があるため、A 国の税務当局は FinCo の POEM が B 国ではなく、A 国にあるかどうかを検討

するだろう。ただし、ParentCo の厳格な投資指針があるものの、FinCo の役員が B 国にいて通常的意思決定を行い、B 国に事務所があることからすると、FinCo の POEM が A 国にあると認定することは難しいだろう。

(3) 導管アプローチ(Look-through approach (general anti-avoidance rule(GAAR) or substance over form))

- A 国が領域課税主義を採用している場合、例えばフランスでは、次のようなケースの時に金融所得に課税することはできない。課税できるのは、ParentCo が金融所得を直接得た場合である。また、A 国の税務当局が FinCo の存在を無視できるのは、租税回避のために仕組まれたスキームであり、FinCo に事業理由及び B 国における実体がない場合に限られる。
- ・ FinCo は、ルクセンブルグの持株会社である。
 - ・ 金融所得は利子であり、ルクセンブルグで免税とされる。
 - ・ FinCo は、毎年 ParentCo に配当を行っている。
 - ・ FinCo の株主は、すべてフランス法人であり、各株主の持株割合は常に 10～25%となっている。10%は配当免税に係る最小の持株割合であり、25%は CFC ルール適用に係る最小の持株割合である。

(4) PE テスト

- FinCo の事業の一部が A 国で行われている場合には、A 国において PE 認定のリスクがある。ただし、OECD モデル租税条約 5 条(1) (PE の一般的定義) と同条(4) (準備的・補助的活動の取扱い) とを明確に区別する必要がある。

(5) 移転価格アプローチ

- 基本的にすべて又はほとんどの機能が ParentCo にあり、FinCo に十分な機能

がないような場合には、A 国の税務当局は、より多くの所得が ParentCo に帰せられるべきと考え、移転価格課税を行うとしようとするだろう。

次に、Schönfeld から、税務調査及び証拠資料に関して、次の論点が示された。

- ・ 管理者及び主要な従業員に対する聴取が行われるか。もし行われる場合、その結果は、その後の訴訟手続きにおいて(証拠として) 用いられることになるか。
- ・ Eメールの調査は行われるか。
- ・ 弁護士又は会計士からの意見書が検証されるか。
- ・ 納税者は、これらの書類を税務当局に提示する法律上の義務を有するか。
- ・ 他国によって設けられた法律上の障壁があるか。
- ・ 他国の税務当局が税務調査を支援しているか (例：情報交換)。
- ・ 他国にある事務所施設の実地調査が行われるか。

更に、Schönfeld から、POEM テストが成功した場合に生じる問題について、次の論点が示された。

- ・ 所得の算定 (自国の会計基準か、外国の一般に公正妥当な会計基準に基づくか)
- ・ 所得の帰属 (すべての所得か、POEM に関連する所得のみか)
- ・ 遡及した選択の可否 (例：グループ課税 [連結納税])
- ・ 二重課税の排除 (控除方式か免除方式か、相互協議及び仲裁手続、申立ての時期)
- ・ 調査対象年度に係る追加納付額に対する利子 (例：独の場合 6%・損金算入不可)
- ・ 課税期間を通じた居住地の非継続性
- ・ 租税犯罪
- ・ POEM 基準を採用していない国における出国税

3. 裁判例に基づく法人の課税上の居住地に関する指針

Austria から、課税上の居住地に関して、次の裁判例があることが紹介された。

- ① POI が A 国である法人の役員が B 国に居住している場合に役員の居住地に POEM があるとしたオーストリア・フランス及び英国の裁判例
- ② POI 及び取締役会の開催地が A 国である法人のすべての株主が B 国に居住している場合に株主の居住地に POEM があるとしたイタリア及びオランダの裁判例
- ③ トップ・マネジメントと日々のマネジメントとの関係についてハイレベルの意思決定が行われる場所に POEM があるとしたイタリア・英国及びスイスの裁判例並びに日々のマネジメントの場所に POEM があるとしたイタリアの裁判例
- ④ 機能の外部委託について委託元法人の POEM は委託先法人の居住地にはないとしたフランスの裁判例

Mehta から、このような裁判例等を踏まえ、企業グループは、次の諸点に留意して居住地の問題を回避するよう対応すべきとの指針が示された。

- ・ 親会社としての支配（株主としての支配と事業の支配との明確な区分）
- ・ 子会社の役員の質
- ・ 取締役会の定足数、開催地及び議題
- ・ 電話による取締役会の危険性
- ・ 取締役会の権限の侵害の認識
- ・ 完全かつ正確な議事録の作成
- ・ 補助的活動と戦略的意思決定
- ・ POEM を証明するための事実の記録（議事録、チケット、ホテルの領収証等）
- ・ グループ内運営に関する規約の作成
- ・ 各国における実質要件の遵守

4. 法人の課税上の居住地に関する租税条約上の問題

Mehta から、租税条約に関連して、次の説明が行われた。

- ・ インドでは、2003 年の最高裁判決により、条約の特典を受けようとする非居住者は、条約相手国が発行する居住者証明書を提出することとされており、また、2013 年 4 月 1 日以降は、居住者証明書とともに、所定の書類を併せて提出しなければならないが、2013 年直接税法にこの要件が盛り込まれた。
- ・ 居住地と実質・受益権の問題との間には落とし穴があり、特別目的ヴィークルは、一般に、実質テストを満たせず、その結果、課税上の居住地が特定されず、条約の特典に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 租税条約に基づく二重居住者問題の解決策として、①OECD モデル租税条約 4 条（POEM テストを採用）における POEM の意義（主要な管理及び営業上の意思決定）の拡充又は振り分け基準の優先度の検討、②国内的な解決手段として事前確認、国内法上の振り分け基準、実務指針等、③相互協議手続（確実性及び迅速性が必須）が考えられる。

次に、Van Kempen から、条約の特典を受けようとする者は一方の締約国の居住者でなければならないが、課税上の居住地の濫用はそれに伴う租税条約の濫用につながるものであり、BEPS 行動計画 6 では、特に、特典制限条項及び主要目的テストの導入、限定的租税回避否認規定（SAARs）の導入（例：二重居住法人に関するもの及び第三国にある PE に関するもの）並びに租税条約が国内法における SAARs の適用を妨げないことの確保という提案がされているとの説明があった。

最後に、Ven der Wolk から、二重居住法人について、OECD モデル租税条約は現状

POEM により振り分けることとしているのに対して、米国モデル租税条約における振り分け基準は POI に優先権を与えている、二国間条約では特有の規定を設ける場合がある（例：カナダとの条約）、最近米国財務省が公表したインバージョンに関する通知が米国の新しい租税条約ポリシーとなる可能性があるとの説明が行われた。

5. 結論

本セミナーのまとめとして、パネリストからの主なコメントは、次のとおり。

- 企業グループは租税条約に基づく二重居住地を回避すべきである。(Mehta)
- 居住地の問題を解決するため、OECD は更なる指針を示すべきである。(Schönfeld)
- 法人の居住地の移動又はインバージョンは今後より起こりやすくなることであるがゆえに、振り分け基準をより単純化することが不可欠である。(Van Kempen)

「セミナーD：裁判官によるセミナー」
[Subject D: Judges' Seminar]

〔議長及び討論者等〕

Chair : Sohrab Dastur (India)

Panel Members :

- Justice James S. Halpern (USA),
- Justice Vineet Kothari (India),
- Justice Philippe Martin (France),
- Justice Eugene Rossiter (Canada)

Secretary : Niraj Sheth (India)

〔テーマのポイント〕

- 米国、カナダ、フランス及びインドにおいて税務訴訟を担当する裁判官らが、①各国の司法制度から見た租税条約の位置付けや適用関係、②包括的否認規定(GAAR)の各国における導入の有無等、さらに、③条約上の文言である「課税を受けなければならない("liable to tax")」と「課税することができる("may be taxed")」の解釈について説明をした。

1. 税務訴訟制度

【各国税務行政及び税務訴訟の概要】

米国	行政	連邦税のうち直接税について Internal Revenue Service が所掌
	司法	U.S. Tax Court (不足税額の納付前の場合)、U.S. Court of Appeals 及び U.S. Supreme Court の三審制
カナダ	行政	関税以外の連邦税について Canada Revenue Agency が所掌
	司法	Tax Court of Canada、Federal Court of Appeal 及び Supreme Court of Canada の三審制
フランス	行政	直接税について Direction Générale des Finances Publiques が所掌
	司法	Tribunal Administratif (行政裁判所)、Cour Administrative d'appel (行政控訴院) 及び Conseil d'Etat (最高行政裁判所) の三審制
インド	行政	直接税について Income Tax Department (所得税局 [その中央組織として Central Board of Direct Taxes]) が所掌
	司法	Income Tax Appellate Tribunal (所得税裁判所)、High Court (高等裁判所) 及び Supreme Court (最高裁判所) の三審制

2. 各国の司法制度と租税条約の関係

(1) 条約の優先について

米国においては、連邦法と条約が同等と位置付けられているため、租税条約が覆される可能性がある。カナダ及びフランスにおいては、租税条約は国内法に優先し、インドも原則としては同様であるが、納税者にとって国内法が有利である場合は、国内法が租税条約に優先し得る。

(2) チェリーピッキング

同年度において各所得ごと、同種の所得に関してその源泉地ごと、又は年度ごとに、租税条約又は国内法のいずれか都合のよい方の規定を適用する、いわゆるチェリーピッキングについて、カナダ、フランス及びインドのいずれにおいても明文の禁止規定はないものの、司法の立場からは消極的である。米国においては、租税条約又は国内法のいずれかという点でのチェリーピッキングは必ずしも禁止されるものではなく、例えば、米国において複数の事業を展開し所得を有する外国企業は、米国において申告する所得の範囲を、米国の国内法に基づき、当該外国企業が米国内で行う事業に実質的に関連する所得のみを申告するか、又は居住地国との租税条約に基づき課税される範囲の所得の所得も併せて申告するかという選択肢ができる。ただし、国内法又は条約の各条項レベルでの適用・不適用の選択はできない。

(3) ウィーン条約法条約との関係

カナダはウィーン条約法条約の正式な調印国であり、同条約に縛られる^{*1}。米国はウィーン条約の調印国ではあるが、国内で批准されておらず、その拘束力は限定的である。フランス及びインドはウィーン条約の調印国ではない。ただし、フランスにおいては国際条約を成文化し、それによって国内法を拘束するための国内法の規定があ

る。また、インドにおいても、ウィーン条約は各条約解釈の重要な基準として取り扱われている。

※1 ただし、条約の文言解釈については裁量の余地がある（後記(4)参照）。

(4) 条約解釈における国内法の影響

カナダは、「所得税条約解釈法（Canadian Income Tax Conventions Interpretation Act）」により、条約上の不明瞭な文言や定義を国内において明確にすることが許されている。フランス及びインドは、条約解釈に係る法令はなく、裁判所は国際法の基本原理を自由に適用することができる。

(5) モデル条約コメントリーの位置付け

いずれの国においても、モデル条約コメントリーは各国を拘束するものではないが、条約が締結された時点で効力を有していたコメントリーのみが条約の解釈において有効と解されている。ただし、米国とカナダにおいては、条約締結後のコメントリーであっても、既存のコメントリーを变えることなく単に発展させたような場合は、条約解釈において有効と取扱われる。

また、フランスにおいては、取引がなされた時点で公表されていたコメントリーで、取引当事者間の意思決定の前提となっているものと考えられる場合は、そのコメントリーは裁判において証拠力を有すると考えられ、裁判官の心証に影響しうる。なお、米国では、技術的解釈コメントリーを添えて条約を締結するのが最近の通例となっており、その場合のコメントリーは付帯的な証拠として扱われる。

なお、ある国との間の条約に係る議定書が、他国との条約を解釈する場面においては用いることはできないというのが各国パネリストの見解であるが、インドのパネリストからは、これらの国の条約交渉が同時期に行われたような場合に限って用いられ

得るとの意見が示された。

3. 包括的否認規定 (GAAR)

米国は、包括的否認規定を導入していない。その上で、いかに租税回避事例に対応するかについて、事業目的法理^{※2}を適用した事例(1966年ゴールドスタイン事件)が紹介された。

カナダは、包括的否認規定と類似するものがあるが、そもそも司法上の法理として創設されたものである。また、その他の特定の租税回避防止規定は、限定的な適用にとどまる。

フランスは、判例法において包括的否認規定が認められてきたが、2008年に租税手続法改正により、同法の手続に組み込まれることとなった。また、条約の解釈にあたって包括的否認規定が行使された事例として、2006年スコットランド銀行事件(フランス最高行政裁判所判決)が紹介された。

インドの包括的否認規定は2016年から施行されるが、施行前も司法上の法理としては存在する。

※2 日本の裁判においてもしばしば引用される法理であり、「アメリカ合衆国におけるグレゴリー事件の判決において示された、当時の歳入法の組織変更規定の趣旨・目的(立法意図)から事業目的の基準を導き出し、当該取引は、形の上では組織変更の定義に該当するとしても、租税回避のみを目的とするもので、事業目的を持っていないことを理由に、それは立法者の予定している組織変更には当らず、したがって、非課税規定の適用を受け得ない、と解することによって、租税回避行為の否認を認めたのと同じ結果に到達した解釈技術、すなわち、非課税規定の立法目的に照らして、その適用範囲を限定的にあるいは厳格に解釈し、その立法目的と無縁な租税回避のみを目的とする行為をその適用範囲から除外するという解釈技術」(大阪地判平14・9・20 税資252号順号9200)と解説されている。

4. 条約解釈の個別的問題

条約解釈の事例問題として、「課税を受けるべき(“liable to tax”)」と「課税することができる(“may be taxed”)」という文言が取り上げられた。

まず「課税を受けるべき(“liable to tax”)」については、実際に納付がなされたことを要件とするか否か問題となるところ、Ragazzacci事件(2012年)でフランス最高行政裁判所(Conseil d’Etat)は、実際の納税は要しないと判示した。

次に「課税することができる(“may be taxed”)」については、締約国のいずれかの専属的課税権を意味するか否かが問題となるところ、それ自体は専属的課税権を意味するものではないという見解(フランス及びカナダ)と、二重課税を回避する目的に照らせば専属的課税権を意味するという見解(インド)が示された。

「セミナーE： IFA/OECD BEPS への取組みの進捗と行動6〔租税条約濫用の防止〕」
[Seminar E: IFA/OECD Update on BEPS work – preventing treaty abuse]

〔議長及び討論者等〕

Chair : Richard Vann (Australia)

Panel Members : Peter Blessing (USA),
Andrew Dawson (UK, Chair of WP1),
Paresh Parekh (India), Carmel Peters (New Zealand), Jacques Sasseville (OECD), Martin Zogg (Switzerland)

Secretary : Paresh Parekh (India)

〔テーマのポイント〕

- OECDを中心に進められているBEPSへの取組みは、2014年9月に、15の行動計画のうち7つの行動計画に対して、

〔2014 Deliverables〕という成果物（勧告等）が公表された。

- 本セッションは、その前半で、このうち6つ〔2014 Deliverables〕をベースとして、現状における BEPS への取組みのポイント及び今後のフォローアップについて説明がなされた。
- 後半では、その中の行動 6〔租税条約濫用の防止〕について、その勧告の内容（OECD モデル条約の改訂及びそのコメントリーの内容等）について、かなり詳しい説明がなされ、パネルからは、具体的な事例を用いてその妥当性等をも含めた意見等が述べられた。

セミナーEは、IFAとOECDの合同セッションであり、前年のコペンハーゲン大会に続き、OECDのBEPSへの取組みをテーマとしたものである。

本セッションは二部構成をとり、PART 1で「OECDのBEPSへの取組みの進捗状況」を取扱い、PART 2でこのうち「行動6〔租税条約濫用の防止〕」を取り上げ、その内容について詳しい説明が行われた。

以下に、当日の口頭説明に対して、必要に応じて補足をしつつ、本セッションで説明がなされたOECDのBEPSへの取組みの内容についてみていくこととする。

I [PART 1] 「OECD の BEPS への取組みの進捗状況」

1. 2014年9月のOECD/BEPS 第一次報告書（2014 Deliverables）の概要

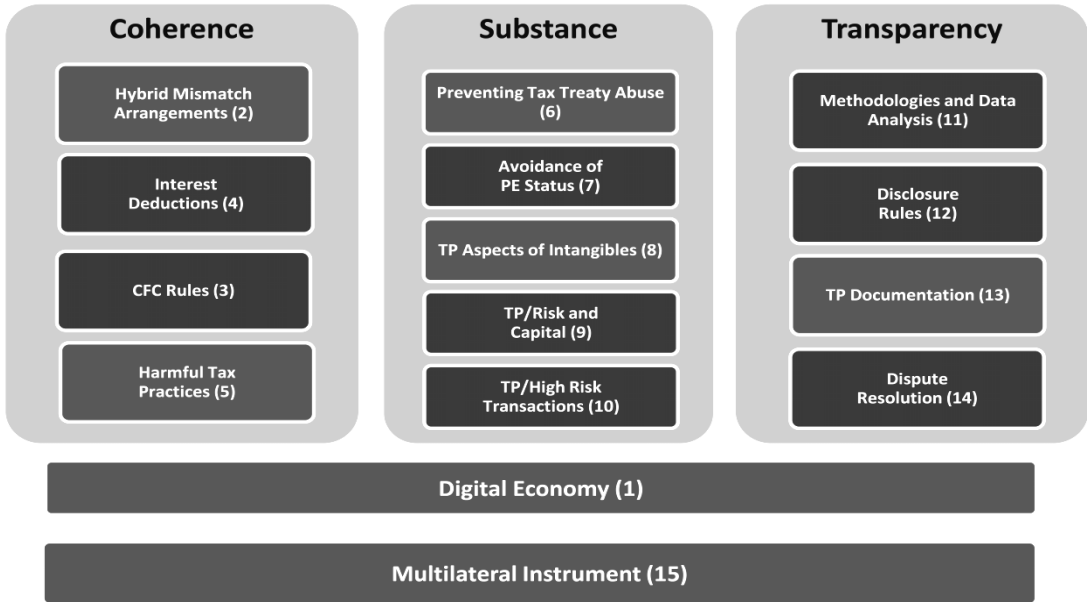
2013年7月に公表された「BEPS 行動計画」の15の行動計画について、本セッションでは、まずは、下記の〔BEPS プロジェクトの構成図〕に示したような分類をすることで、そのアウトラインをイメージ的に会場に伝えた。

2014年9月16日に、これら15の行動計画のうち7つの行動計画に対して、2014 Deliverables（成果物）として、3つの報告書と4つの勧告文書が公表された。

3つの報告書は、行動1〔電子商取引課税〕、行動5〔有害税制への対抗（中間報告）〕及び行動15〔多国間協定の開発〕であり、4つの勧告文書は、行動2〔ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果の否認〕、行動6〔租税条約濫用の防止〕、行動8〔移転価格税制—無形資産〕及び行動13〔移転価格文書化及びCBC Reporting〕である。

パネルからは、これらについて、そのポイントと今後のフォローアップについて、以下のような簡単な説明がなされた。

〔BEPS プロジェクトの構成図〕



2. 行動 1〔デジタル経済（電子商取引課税）〕

(1) 報告のポイント

デジタル経済を租税目的でもってリンク・フェンシングすることは不可能であり、BEPSに係るリスクは、行動 3〔CFC ルールの強化〕、行動 7〔恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止〕、行動 8-10〔移転価格税制〕等で取り扱われることになる。

デジタル経済の課題としては、直接税では、ネクサス（関連性）ルールや源泉所得税の在り方等、間接税では、B2Cにおける VAT の徴税があげられる。

(2) フォローアップ

2015 年 12 月に、行動 1〔デジタル経済〕に関して VAT 及び法人所得税に係る勧告文書が公表されることが予定されている。

3. 行動 2〔ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果の否認〕

(1) 勧告のポイント

ハイブリッド・ミスマッチに関しては、リンク・ルールを含む国内法の改正や

OECD モデル条約の改訂案が公表された。リンク・ルール・コンセプトや適用方法についてのコンセンサスは得られており、その適用範囲は包括的なものとされた。

(2) フォローアップ

行動 2 で提示されたルールに関して、ガイドラインの策定が進められる。行動 2 と他の BEPS 行動計画との相互作用については、引き続き検討が続けられる。

4. 行動 5〔有害税制への対抗（中間報告）〕

(1) 報告のポイント

行動 5〔有害税制への対抗〕については、2014 年 9 月に 1998 年の有害税制に関する報告書の見直しがなされ、2015 年 9 月に非加盟国への拡大がなされ、2015 年 12 月に有害税制に関する現行基準の改訂が示されることが予定されている。

今回の中間報告書では、パテント・ボックス制度に関してネクサス・アプローチを最重要と認識すること、租税に関する国際的情報交換に関して定義の広いルーリング

を置くことが述べられ、引き続き検討が進められる。

(2) フォローアップ

パテント・ボックス制度、国際的情報交換等についての検討が深められ、現行基準の改訂について検討が進められる予定である。

5. 行動 8〔移転価格税制－無形資産〕

(1) 勧告のポイント

無形資産に関する移転価格税制の検討に関しては、移転価格ガイドライン改訂の最終案が公表され、第 1 章は、ロケーション・セービング、集合労働力 (assembled workforce)、グループ・シナジー等に言及したものになり、第 6 章は、無形資産に関して、その定義(識別概念)、比較対象取引、独立企業間価格の算定方法、評価テクニック (DCF 法) に言及して、これらに関する事例が記載された。

無形資産からの所得の帰属に関する部分については、未確定のままとされた。そのなかで、法的なオーナーシップと契約書はその出発点であるとはされたが、無形資産に関してその開発、改良、維持、保護及び利用 (development、enhancement、maintenance、protection and exploitation) に貢献した関連企業に対して、無形資産からの所得は帰属させなければならないとされている。

(2) フォローアップ

OECD 移転価格ガイドラインの最終的な改訂は、2015 年の行動 8-10 の検討のなかで決められていくことが予定されている。

6. 行動 13〔移転価格文書化及び CBC Reporting〕

(1) 勧告のポイント

移転価格文書化では「三層構造アプロー

チ」が採用され、「マスターファイル」、「ローカルファイル」及び「Country-by-Country Report (以下「CBC Reporting」という。)」の 3 つの文書で構成されることとされた。

CBC Reporting は「納税地別の所得・納税額・経済活動の配分の概況」及び「構成事業体リスト」の 2 つの文書で構成されることとされた。

これらへの記載事項として、「納税地別の所得・納税額・経済活動の配分の概況」には、「収入 (非関連者/関連者)、税引前所得、税額 (納付税額ベース/当期発生ベース)、資本金及び利益剰余金、従業員数、有形資産額 (現金及び現金等価物を除く)」を記載することとされ、「構成事業体リスト」には、「当該納税地に居住性を有する構成事業体/居住地が異なる場合の設立地、主要事業」を記載することとされた。

(2) フォローアップ

勧告文書の記載事項はファイナライズされたが、これらの実施方法等については引き続きの課題として取り扱われることとなった。その主な課題としては、税務当局間の情報の共有化方法、実施時期 (タイムライン)、守秘義務の確保、情報の適正利用等が上げられている。

7. 行動 15〔多国間協定の開発〕

(1) 報告のポイント

行動 15 は、BEPS 対策の実施に関してマルチラテラルな手段の利用の可能性とそのための二国間条約の改正に焦点を置いたものである。

現状におけるキーとなる結論としては、税以外における前例に基づくことは「可能」であり、次に報告書でその事例を取り上げ、BEPS に関するマルチラテラルな手段を促進し整備していくことをその目標としている。

(2) フォローアップ

2015年1月に、OECD租税委員会でBEPSに関するマルチラテラルな合意に係るドラフト・マンデート（誰が／何を／何時／どうやって）を検討することとされた。

8. 2015年9月公表のOECD/BEPS第二次報告書に向けてのタイムテーブル

2015年9月公表のOECD/BEPS第二次報告書に向けてのタイムテーブルとして、以下のような時期にディスカッション・ドラフトが公表されることが予定されている。

PE認定回避の防止	2014年10月下旬
租税条約濫用の防止	2014年11月中旬
VAT B2C ガイドライン	2014年12月上旬
利子の過大控除	2014年12月中旬
移転価格におけるリスク・租税回避等	2014年12月中旬
紛争解決	2014年12月
BEPSに係る経済指標	2015年1月前半

II [PART 2]「行動6〔租税条約濫用の防止〕の勧告内容の詳細」

OECDの行動計画全体の進捗について大枠の説明がなされた後、パネルからは、行動6〔租税条約濫用の防止〕について、OECDモデル条約への勧告の内容等についての説明がなされた。

1. 行動6〔租税条約濫用の防止〕の進捗状況

BEPSに関する租税条約濫用の防止に関しては、パネルから、2014年3月にそのディスカッション・ドラフトが公表され、これに対し543頁にも及ぶコメントが寄せられたことが説明され、このコメント等を踏まえた勧告文書がこの6月にファイナライズされ、9月16日のG20において公表がなされた。

なお、このフォローアップについては、2015年9月をデッド・ラインとして行われることが予定されている。

2. 行動6〔租税条約濫用の防止〕の勧告に係る3つのエリア

パネルは、勧告文書が、以下のA、B及びCの3つのエリアに区分して租税条約濫用の防止策について勧告していることから、このエリアごとに防止策の説明を行ったが、その説明順序については逆にしてC、B、Aの順に行った。

- A. 不適切な状況における租税条約の特典付与を防ぐためのOECDモデル租税条約の改訂及び国内ルールの改正に関する勧告（以下「不適切な条約特典防止のためのOECDモデル条約規定及び国内ルールの改正」という。）
- B. 租税条約が国際的二重非課税を創設するために利用されることを意図していないことの明確化（以下「租税条約に国際的二重非課税の意図のないことの明確化」という。）
- C. 一般的に各国が他の国との租税条約の締結を決定する前に考慮すべきタックス・ポリシーを特定すること（以下「租税条約締結のためのタックス・ポリシーの特定」という。）

3. [C 租税条約締結のためのタックス・ポリシーの特定]

OECDモデル条約の「序論」に新たに「C 租税条約を締結するかどうか又は既存の条約を改正するかどうかの判断に重要なタックス・ポリシーに係る考慮事項」として、パラグラフ15.1～15.6の追加を行い、ここで、「租税条約を締結する両締約国は、自国の居住者の置かれたクロスボーダーの状況において、現実に二重課税のリスクが存在している程度について評価すべきである（二重課税のかなり多くは、国内法により解決されている）」ことや、「条約を締結する相手国が、行政共助や情報交換を効果的に実施できる能力を有してい

るのか又は進んで行うのか」などが、考慮すべきタックス・ポリシーとして提言された。

パネルからは、これらの取扱いに関して以下のこと等があり得ることの指摘がなされた。

- 「二重課税のかなり多くは、国内法により解決されている」ことは確かに認められるが、居住地国－居住地国の国際的二重課税の排除やソース・ルール of 重要な相違等により、引き続き租税条約の重要性は認められることを強調した。
- 国際的二重非課税のリスクに関しては、締約国が非課税又は低課税の場合や相手国の税制に二重非課税のリスクを増大させる要素がある場合が存在している。
- 国境を超える取引や投資からの利益が、差別的な税制からの保護や租税紛争の二国間解決のメカニズム等による場合がある。

パネルからの意見としては、「低課税 (low taxation) とは何か」という疑問等が投げかけられていた。

4. [B 租税条約に国際的二重非課税の意図のないことの明確化]

租税条約に国際的二重非課税の意図のないことを明確化するに当たっては、そのタイトルと前文 (Preamble) を以下のように改訂することが公表された。

このなかで、特に、前文においては、「二重非課税の機会を生じさせず、かつ、脱税又は租税回避 (第三国の居住者の間接利益のためにこの条約により付与される特典を得る目的でのトリイティ・ショッピング・アレンジメントを含む。) により租税を減少させることなしに」と、二重非課税を生じさせることやトリイティ・ショッピングを利用することを、この租税条約が認めないことを、明確に判読できる内容となっている。

所得及び資本に対する租税に関する二重課税の回避並びに脱税及び租税回避の防止のための A 国と B 国との間の条約

条約の前文⁽⁸⁾

A 国と B 国は、

経済関係の将来的発展及び租税に関する協力関係の強化を希求するものとし、

二重非課税の機会を生じさせず、かつ、脱税又は租税回避 (第三国の居住者の間接利益のためにこの条約により付与される特典を得る目的でのトリイティ・ショッピング・アレンジメントを含む。) により租税を減少させることなしに、所得及び資本に対する租税に関する二重課税を回避するための条約を締結することを意図し、

以下の事項について、合意するものとする。〔合意内容を記述〕

この前文については、ディスカッション・ドラフトの案文からの変更は一切なされていないものである。

これについて、パネルは、「条約法に関するウィーン条約 (1969) 第 31 条 [解釈に関する一般的な規則] (1) を取り上げ、そこには「第 31 条(1) 条約は、文脈 (context) によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」と規定が置かれていることから、このような改訂が必要であるか等についての意見が述べられた。

5. [A 不適切な条約特典防止のための OECD モデル条約及び国内ルールの改正]

このエリアが、本勧告文書のまさにメインと言えるものである。「不適切な状況における租税条約の特典付与を防ぐための OECD モ

デル租税条約の改訂及び国内ルールの改正」に関して、本勧告文書は、次の2つの場合に分けて、その勧告を行っている。

- ① 「者」が租税条約自体による制限を回避しようとする場合
- ② 「者」が租税条約の特典を利用して国内税法の規定を濫用しようとする場合

5 - ①「者」が租税条約自体による制限を回避しようとする場合について

この場合に係る OECD モデル条約の改訂案としては、パネルから、具体的には以下の7つの対応について説明が行われた。

- 租税特典制限 (Limitation-on-Benefits : LOB) ルール
- 主要目的テスト (Principal Purpose Test : PPT) ルール
- 配当の軽減税率に係る新たな「最低持株期間 (minimum shareholding period)」
- 特定の集団投資ヴィークルへの配当の軽減税率を否認する新たなルール
- 不動産化体株式に係る改訂
- 二重居住者のタイブレーカー・ルールに係る改訂
- 第三国の恒久的施設 (PE) に係る新たな濫用防止ルール

ここでは、これらのうち「租税特典制限 (LOB) ルール」、「主要目的テスト (PPT) ルール」及び「第三国の恒久的施設 (PE) に係る新たな濫用防止ルール」について、その勧告内容の確認をすることとし、加えて、これらについて、パネルがセッションで取り上げた3つの事例について、以下にみておく。

(1)「租税特典制限 (LOB) ルール」

本勧告文書で公表された OECD モデル条約に導入すべきとされた「租税特典制限 (LOB) ルール」の条文を仮訳で以下に示す。パネルからは、この条文について、各項ごとにその要約等をスライドに示しながら説明がなされた。

第 X 条

特典資格条項 (Entitlement to Benefits)

1. 本条に別段の定めがある場合を除き、締約国の居住者が、特典を与えられる時点において、この第2項で定める「適格者 (qualified person)」に当たらない者である場合は、さもなければこの条約により与えられた特典 (第4条第3項、第9条第2項又は第25条を除く。) を享受する資格を有しないものとする。
2. 一方の締約国の居住者がこの条約により特典を与えられる時点において以下に該当する者である場合は、その時点において当該居住者は適格者である。
 - a) 個人
 - b) 締約国若しくはその地方政府又は地方公共団体、若しくはその国によって完全に所有される者、政府機関又は地方政府機関
 - c) 法人又はその他の事業体のうち、その時点を含む課税年度を完全に通過して、以下のいずれかに該当するもの
 - i) その主たる種類の株式 (及び不均一分配株式) が 1 又は 2 以上の公認有価証券取引所で通常の取引がなされており、かつ、以下の A 又は B のいずれかを満たしていること
 - A) その主たる種類の株式 (又は持分。以下同じ。) について、当該法人又は事業体が居住者である締約国に設立された 1 又は 2 以上の公認有価証券取引所で主たる取引がなされていること
 - B) 当該法人又は事業体の管理及びコントロールの主たる場所が、当該法人又は事業体が居住者である締約国内にあること

ii) 当該法人又は事業体の総議決権及び株式価額の総額の 50%以上（及び不均一分配株式の 50%以上）が、直接又は間接に、間接所有に関しては、それぞれの間接所有者がどちらかの締約国の居住者であるならば、このサブパラグラフの i) の規定の下で特典資格がある 5 社以下の法人又は事業体に所有されていること

d) 以下の要件を満たす個人以外の者

i) [それぞれの締約国で設立された関連する NPO（relevant non-profit organisation）を記載]

ii) 年金又はその他の同様な利益の運用又は支払のために設立された者で、その受益権の 50%超がどちらかの締約国の個人居住者によって所有される者

iii) この項の ii) に該当する者の利益運用のためにファンド投資するために設立され運用されている者で、その者のすべての所得が、実質的にこれらの者の利益のためになされる投資からのものであること

e) 以下の要件を満たす個人以外の者

i) その時点を含む課税年度の半分以上の期間において、一方の締約国の居住者であり、かつ、この項の a)、b)、c) の i) 又は d) の下でのこの条約の特典を享受する資格を有する者が、その者の株式又は総議決権及び株式価額の総額の 50%以上（及び不均一分配株式の 50%以上）を、直接又は間接に所有していること（間接所有に関しては、それぞれの間接所有者が一方の締約国の居住者であること）

ii) その者の居住地国である締約国において認定された、その時点を含む課税年度におけるその者の総所得の 50%未満が、いずれの締約国の居住者でない

者で、この項の a)、b)、c) の i) 又は d) の下でのこの条約の特典を享受する資格を有する者に、その者の居住地国である締約国において、この条約の対象となる租税目的で所得控除がなされる支払の形で、直接又は間接に支払われ又は稼得されていること（ただし、役務提供又は有形資産のための通常の事業での独立企業原則に基づく支払は含まない。）

f) [集団投資ヴィークル（collective investment vehicle）に関する可能な規定]

3. a) 一方の締約国の居住者が、当該締約国において能動的な事業の活動に従事しており、かつ、他の締約国からの所得が、当該営業又は事業に関連している又は付随している場合には、その居住者が適格者であるかどうか拘わらず、他方の締約国で稼得された所得に関して、この条約の特典を享受する資格を有する。ただし、当該営業又は事業の活動が、居住者の自己勘定のための投資又はその運用に係る活動（商業銀行、保険会社及び証券会社が各々行う、銀行又は[締約国がそのような取扱いを承認した銀行類似の金融機関を記載]の業務、保険業務若しくは証券業務を除く。）である場合は、この限りではない。

b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国でその居住者によりなされた営業又は事業活動から所得を稼得する場合、又は、他方の締約国で関連企業から生じた所得を稼得する場合に、上記 a) の要件は、一方の締約国の居住者によりなされた営業又は事業活動に、他方の締約国で当該居住者又は関連者によってなされた営業又は事業活動との関連で実質性が存在する場合にのみ、当該所得について満たされ

るものとする。事業活動にこの項の目的で実質性があるかどうかは、すべての事実及び状況に基づいて判断される。

- c) この項の適用のために、ある者の関連者によりなされた活動は、その者によりなされた活動とみなされるべきである。ある者が、相手方の受益権の 50%以上（又は、法人の場合にはその法人の総議決権及び株式価額の総額又はその法人の株式受益権の 50%以上）を所有する場合、若しくは、第三者が、両者の受益権の 50%以上（又は、法人の場合にはその法人の総議決権及び株式価額の総額又はその法人の株式受益権の 50%以上）を所有する場合には、ある者は相手方と関連するものとする。どのような場合においても、関連するすべての事実と状況の下で、ある者が、相手方を支配している又は両者が同一の者から支配を受けている場合には、当該相手方と関連しているものとして扱われる。

[4. 一方の締約国の居住者である法人が特典を与えられる時点において、以下の要件を満たす場合にも、この条約により与えられる特典を享受する資格を有するものとする。

- a) 株式又は総議決権及び株式価額の総額の 95%以上（及び不均一分配株式の 50%以上）が、同等受益者（equivalent beneficiary）である（間接所有に関しては、それぞれの間接所有者自体が同等受益者である）7人以下の者により、直接又は間接に所有されていること
- b) その居住地国である締約国において認定された、その時点を含む課税年度におけるその法人の総所得の 50%未満が、その法人の居住地国である締約国において、この条約の対象となる租税目的で所得控

除がなされる支払の形で、同等受益者でない者に直接又は間接に支払われ又は稼得されていること（ただし、役務提供又は有形資産のための通常の事業での独立企業原則に基づく支払は含まない。）]

5. 一方の締約国の居住者が、この条項の前項までの規定の下で、この条約のすべての特典について享受する資格を有しない場合であっても、その締約国の権限ある当局（competent authority : CA）が、その居住者の要請に対して関連する事実と状況の検討を行ったうえで、その居住者の設立、取得又は維持並びにその事業活動が、この条約の特典を得ることをその主たる目的の一つとしていないものと判断したのであれば、資格がないその居住者に特典を享受しようとする当該権限ある当局は、それにもかかわらず、これらの特典又は特定の所得又は資本に関する特典を享受される資格があるとして、その居住者を取扱うものとする。締約国の権限ある当局は、他方の居住者によってこの項の下でなされた要請を拒否する前に、その他方の権限ある当局と協議するものとする。

6. この条項の上記の規定の適用のために、下記の用語は以下の意味とする。
（以下、略）

(2)「主要目的テスト（PPT）ルール」

主要目的テスト（PPT）ルールについては、上記の「特典資格条項」の第7項として、いわば「租税特典制限（LOB）ルール」とセットで導入が図られたものであり、その条文を仮訳で以下に示す。

7. この条約の他の規定にかかわらず、関連するすべての事実と状況の観点からみて、特典を得ることが、直接的又は間接的に、結果として特典を得たアレンジメントや取引における主要な目的の一つであると結論づけることが合理的である場合には、これらの状況において当該特典を付与することが、この条約の関連条項の目的に合致していることが証明されないのであるならば、この条約の特典は、所得の種類ごと又は資本に対して付与されないものとする。

この「主要目的テスト (PPT) ルール」に対して、パネルからは、以下のような疑問が表明され、PPT ルールについては税務当局の恣意的な運用が可能であり問題視をしている様子が覗えた。

- 「結論づけることが合理的である場合には (if it is reasonable to conclude)」を「立証される場合には (if it is established)」に置き変えるべきではないのか。
- 第一義的に他の条約や国内法の規制等を避けるための取引に対しても、PPT ルールは適用されるべきなのか。
- 仲裁 (arbitration) が可能である問題からは、PPT ルールは除外すべきではないのか。

(3) 事例 1: 「地域統括会社 (Regional holding company)」

上記の新設の「租税特典制限 (LOB) ルール」及び「主要目的テスト (PPT) ルール」を踏まえ、パネルは、地域統括会社を取り扱った事例を用いて、租税条約の特典付与について議論を行った。

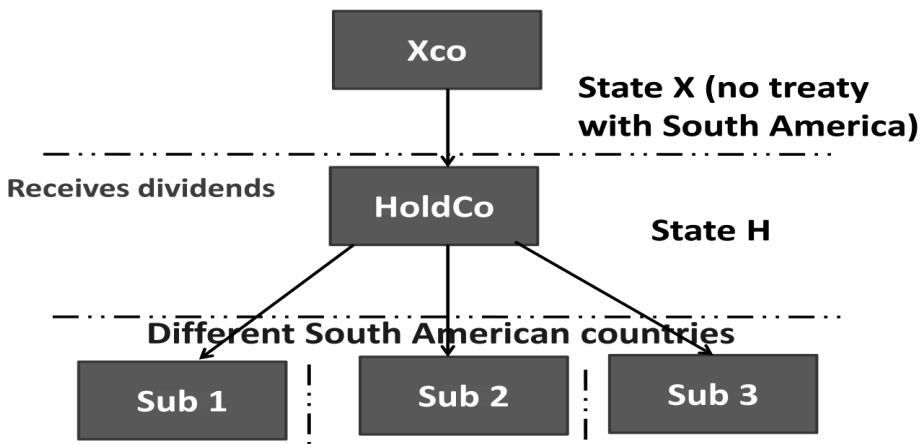
〔事例 1〕

事例 1 では、南アメリカと租税条約を締結していない X 国の居住者である X 社は、多国籍企業のトップ企業であり多くの国に子会社を有している。X 社は、南アメリカと租税条約のネットワークを持つ H 国に完全子会社の Hold 社を設立し、南アメリカの子会社の地域統括会社とした。H 国は、配当とキャピタル・ゲインを非課税とし、国外への配当支払に対し源泉非課税としている。

Hold 社は、南アメリカの子会社から配当を受け取り、それをグループの事業活動に投資するか X 社に送金している。Hold 社の役員たちは、その数人が H 国に居住しており、役員会等を H 国で開催している。

(取引図)

Example 1: Regional holding company



パネルからは、事例1に関して、以下のよう
な意見等が指摘された。

- 米国方式の LOB 条項の下では、Hold 社
は条約特典を得ることはできないが、
LOB 条項は客観的ルールであることから、
なぜ、条約特典は否認されるのか。
- Hold 社にどの程度の実質 (substance)
が備わっていれば、租税条約は認められ
るのか
 - 必要とされる実質的な機能は何か；ど
うであればシェル・カンパニーではな
いのか？
 - 最小限必要な従業員数は？
 - 最小限必要な資本金の額は？
 - 他の事業目的は必要なのか？
 - ケース・バイ・ケースで判断されるの
か？

- PPT ルールにおいて、「主要目的のひと
つ」と「唯一の目的」との違いはなにか
- 「実質 (substance)」の典型的なチェッ
クリストとは
- LOB ルールの下で、又は、PPT ルール
の下で、「実質 (substance)」は論証で
きるのか

(4) 事例2：「トータル・リターン・スワップ
(Total return swap)」

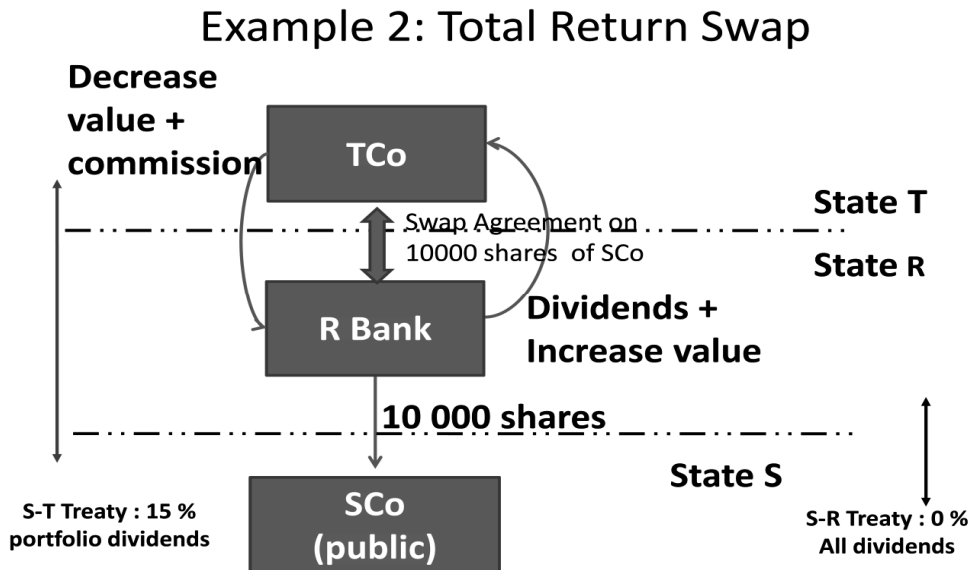
続いて、パネルは、トータル・リターン・
スワップの事例を用いて議論を行った。

〔事例2〕

事例2では、T国-S国租税条約下では、ポートフォリオの配当に対して15%の税率
で源泉所得税が課されている。しかしながら、R国-S国租税条約の下では、源泉地国
から居住地国の受益者である企業に支払われる配当は非課税(0%)とされている。

T国の居住者であるT社は、S国の居住者である公開企業S社の10,000株に関して、
R国の居住者であるR銀行と、トータル・リターン・スワップを締結した。

(取引図)



このトータル・リターン・スワップ契約には、契約期間において S 社の 10,000 株を所有する者の実際の損益をベースにして、T 社又は R 銀行にネットの支払がなされることが定められており、これには、R 銀行に支払われるコミッションが計算上で考慮される。当該コミッションは、契約の締結時点での S 社の 10,000 株の市場価値と等しい額に対する当期の利子とおよそ等しい額である。

(事例のポイント)

この事例 2 のポイントとしては、T 社は、公開企業 S 社の 10,000 株を保有することのリスク(市場価値の大幅な下落等)をヘッジすることを目的として、このトータル・リターン・スワップを締結したものと思われるが、そのときに、R 国の銀行との契約を選択して、R 国-S 国租税条約の特典(配当に対する税率が 0%)をこの中に組み込むことで、T 国-S 国租税条約の下で契約を組成した(配当に対する税率が 15%)ときよりも、負担を軽減しているわけである。

- パネルからは、事例 2 に関して、以下のような意見等が指摘された。
- LOB ルールは、このようなケースに対しては適用されないはずである。
- それでは、新たな PPT ルールの適用については、どのように考えるのか？
 - ・ 同様のことは、バック・トゥ・バック・ローンでも生じることである。
 - ・ 「経済的な導管体」をどう考えるのか。
- トータル・リターン・スワップを事業活動のなかで締結している場合はどうなのか？
- 銀行が、相当の数のクライアントと同様な契約をしている場合はどうなのか？

(5)「第三国の恒久的施設 (PE) に係る新たな濫用防止ルール」

第三国に設立された恒久的施設 (PE) の濫用防止ルールについては、PE の居住地で国外所得が免税となる場合に国際的²二重非課税が生じることになり、これは濫用とみることができる行為として問題であることの指摘がなされている。

このような濫用的な PE の利用には、租税条約上で個別的濫用防止規定 (Specific Anti-Abuse Provision) が必要であるとして、国際的²二重非課税を防ぐため、それについての条約の改訂案及びそのコメントリーが示されている。

5 - ②「者」が租税条約の特典を利用して国内税法の規定を濫用しようとする場合について

この場合については、パネルから、国内税法上の租税回避防止ルールの有効利用を上げることができるものの、これらに関しては、「租税条約とこれら国内税法上の租税回避防止ルールとが両立するのか」ということが、これまでも実務的な観点から問題視されてきたという経緯が見受けられる。このような具体的な事例としては、OECD モデル租税条約でみると、以下の条項について指摘が見受けられるところである。

- 一般的租税回避防止規定 (GAAR) の適用への妨げ〔租税条約の諸規定〕
- 外国子会社合算税制 (CFC 税制) への妨げ〔第 7 条及び／又は第 10 条第 5 項〕
- 過少資本税制の適用への妨げ〔第 24 条第 4 項及び第 5 項〕
- 居住者事業体への制限的連結納税制度の適用への妨げ〔第 24 条第 5 項〕
- 出口税又は出国税への妨げ〔第 13 条第 5 項〕
- 配当をキャピタル・ゲインに転換して非課税にする取引への配当ストリップング・ルールの適用の妨げ〔第 13 条第 5 項〕
- グランター・トラストルール等の所得の国内割当ルールの適用の妨げ〔第 13 条第 5 項〕

(6) 「セービング・クローズ」の導入

このような懸念に対して、本勧告文書では、租税条約の規定と国内否認規定との関係を、租税条約上で明らかにするために、OECD モデル租税条約に、「セービング・クローズ (saving clause)」の取扱いを、第 1 条第 3 項として導入することを提言した。以下にその仮訳を示す。

第 1 条

3. この租税条約は、第 7 条第 3 項、第 9 条第 2 項、第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条及び第 28 条の規定の下で付与される特典を除き、一方の締約国によるその居住者への課税に影響を及ぼすものではない。

Ⅲ 〔結論〕

本セッションでは、現行の BEPS への取組みについては、2014 年 9 月に公表をされた [2014 Deliverables] の概要等を示すことでその進捗が取り扱われ、行動 6 [租税条約濫用の防止] についてはより詳細な勧告内容等

が事例等も交えながら説明がなされ、本当にボリュームのあるセッションであった。BEPS については、2015 年 9 月に向けて引き続き検討が進められ、2014 年 11 月頃からはディスカッション・ドラフトが公表されていく予定であり、このあとが BEPS への取組みの正念場といえるものと思われるところである。

「セミナー F：国連の取組み - モデル租税条約、移転価格等における国連と OECD との相違」

[Seminar F：UN Matters – UN and OECD differences in Model, TP, etc.]

〔議長及び討論者等⁽⁹⁾〕

Chair：Jan De Goede (Netherlands)

Panel Members：Michael Lennard

(United Nations), Toshio Miyatake

(Japan), Andrew Dawson (United

Kingdom), Liselott Kana (Chile),

Anita Kapur (India), Christian

Kaeser (Germany), Stig Sollund

(Norway), Tianlong Hu (China)

Secretary：Dhruv Sanghavi (IBFD/India)

〔テーマのポイント〕

- 国連モデル租税条約は、より広範な源泉地国課税を志向するものであり、その規定の中には、OECD 加盟国が締結した租税条約に広く採用されているものもある。
- 役務提供所得に対し、国連モデル租税条約に規定されることになった新条項に基づき、源泉地国において源泉徴収によるグロス課税を行うことについては、産業界も同意するものの、源泉ルールの拡大及び使用料と同様の源泉徴収税率には、産業界は強く反対している(源泉徴収税率は 3%以下を主張)。
- 移転価格に関して、G20/OECD による

BEPS 行動計画を意識しつつも、発展途上国の状況に特に留意しながら、国連モデル租税条約 9 条のコメンタリーの改定及び国連移転価格マニュアルの改定の作業が進められている。これに対し、産業界からは、二重課税の確実な排除、そのための実効的な紛争解決手続きの確立、取引上・事業上の秘密の保護が強く求められている。

1. 国連における作業の概要

国連では様々な事項が採り上げられているため、事項ごとにサブパネルを設けて議論が行われ、冒頭、議長から、各パネリスト及び各パネリストが担当するサブパネルの紹介が行われた。

まず、Lennard から、国連の作業の付託事項及び課題の概要について説明が行われ、国連の作業の包括的な理念のほか、発展途上国が規範策定において発言権を有する国際レベルでの体系立った問題の解決が求められることが強調された。また、国連の専門委員会の構成等が紹介され、構成員は、OECD に比べて、より「源泉地国」に重点を置く傾向にあるとの説明が行われた。

2. 国連モデル租税条約の妥当性

(1) 国連モデル租税条約の規定の採用状況

議長から、1979 年から 2013 年までの間に各国が締結した租税条約における国連モデル租税条約（以下「UN モデル」という。）の規定の実際の採用状況に関する実証的・定量的調査（国連の要請により IBFD が実施）の主要な結果について、次のとおり報告がされた。

- ・ 9 の規定が、締結された租税条約（国連加盟国間又は国連加盟国と OECD 加盟国との間を問わない。）の 40% 超で採用されている。【表 1】
- ・ 10 の規定が、締結された租税条約の 15%

未満でのみ採用されている。【表 2】

- ・ 租税条約の実務において UN モデルの妥当性は明白と確信しているが、UN モデルのいくつかの規定は実際の租税条約において幅広く採用されているとは認められない一方、UN モデルのいくつかの規定が国連加盟国によって締結された租税条約よりも OECD 加盟国間で締結された租税条約において多く採用されていることは、興味深い。
- ・ 将来、唯一のモデル租税条約（ただし、コメンタリーに明示される異なる政策的配慮及び法的関連により、より多くの規定の選択肢を提示するもの）を有することができるかもしれない。

【表 1】 租税条約の 40% 超で採用されている規定

5 条 3 項(a)の監督活動	68%
5 条 3 項(a)の期間要件の短縮	67%
5 条 3 項(b)の役務提供	46%
12 条 1 項・2 項の課税権の分配	89%
12 条 3 項のラジオ・テレビ放送	80%
12 条 3 項の設備の使用	68%
13 条 4 項の不動産化体株式	59%
14 条 1 項(a)の自由職業所得	82%
14 条 1 項(b)の滞在期間要件	58%

【表 2】 租税条約の 15% 未満で採用されている規定

7 条 1 項の限定的な吸引力原則	14%
7 条の物品購入の非除外	6%
8B 条 2 項の船舶所得	6%
9 条 3 項の調整及び罰則	12%
13 条 4 項の基本的な事業用財産の除外	5%
14 条 1 項(c)の報酬金額	3%
16 条 2 項の経営幹部	9%
23A 条の意図せぬ二重非課税	3%
25 条 5 項の仲裁	5%
27 条の徴収共助	13%

(2) UN モデルと OECD モデルとの相違点

宮武弁護士から、5 条（恒久的施設）、7 条（事業所得）、9 条（特殊関連企業）、12 条（使用料）、13 条（譲渡所得）、14 条（自由職業所得）、21 条（その他所得）及び 25 条（相互協議）における両者の相違点について説明が行われた。

宮武弁護士からは、国連にとって、OECD モデルの規定に追加する選択肢を提供することは、実行可能なアイデアであり、国連モデルの基本構造は OECD モデルのそれと同じであるから、そのようなアプローチによることで、国連が、現状の租税条約の規定の再検証と同様、新しい租税条約の規定の用意のために有用な資源を提供することを可能ならしめるであろうし、発展途上国にとっての BEPS 問題への対応及び OECD の BEPS プロジェクトが対象としていない他の論点の認識の必要性を明らかにすることが次のチャレンジであるとのコメントがあった。

続いて、Dawson から、UN モデルと OECD モデルとの間に相違があるものの、その大部分は重大なものではなく、両者の間にはより広範な共通性があり、その共通性によって、広範な源泉地国課税重視が限定されているとの説明が行われた。

また、Dawson からは、英国の租税条約ポリシーについて、次の説明が行われた。

- ・ 交渉開始時点で UN モデルに依拠することは決してない。ただし、OECD モデルでさえ、利子又は使用料が関係する限りにおいては、源泉地国課税をより広く容認する傾向にある。
- ・ UN モデルの規定が時折相手国から主張されるが、その相手国は、条約漁りの事例を防止するため、締結する租税条約へのアプローチを一貫したものとすべきである。
- ・ 英国は、役務提供 PE、14 条（自由職

業所得）、建設 PE に係る期間要件及び 12 条（使用料）といった規定について UN モデルの規定を容認する。

- ・ それにもかかわらず、英国は、制限的な PE 吸引力の原則（limited force of attraction）及び 8B 条（船舶運航に係る国際運輸業所得に対する源泉地国課税を容認する規定）といった UN モデルの規定には、強硬に反対し続けている。

最後に、Dawson は、国連が利用できる限られた資源及び専門家グループによる合意までの過程で直面する困難にもかかわらず、UN モデルは有用であり、なぜなら、UN モデルが、発展途上国と先進国との間の条約のために、OECD モデル（そのコメントリーにおいてのみ選択肢が示されている。）に対する選択肢を提供するものであるからであると締めくくった。

3. 役務提供所得に対する課税

Kana から、役務提供所得に関する国連の作業について、次のとおり説明が行われた。

- ・ 専門家委員会が、2009 年に役務提供の取扱いに関する研究を承認した。
- ・ UN モデルの 2011 年改定作業において、5 条（恒久的施設）に関する分科会が、14 条（自由職業所得）の削除の可能性を検討したが、その案は見送られた。
- ・ 専門家委員会は、その代わりとして、14 条が個人に対してのみ適用されるべきものか、人為的な事業体にも適用されるべきものかに関する自国の立場を締約国間で明確にすることを促す記述をコメントリーに 11 項として追加することとした。
- ・ 「計画」という制限が役務提供 PE の形成を回避するために巧妙に利用されるという問題を防止するために、「(for the same or connected project)」(同一の又は関連する事業のため) という文言の削

除を検討できることを明らかにするために、5条のコメンタリーに12項が追加された。

- ・ 専門家委員会では、技術的役務提供所得に対する課税の問題に対応する方法として、9つの異なる選択肢を検討し、技術的役務提供を特別に取り扱う新しい条項の追加を選択した。この新しい条項は、**Brian Arnold**が提示した3つの選択肢の一つであり、技術的役務提供について、源泉地国の居住者（及び源泉地国に恒久的施設又は固定的施設を有する非居住者）が他方の国の居住者に支払うすべての支出に対して源泉地国が課税することを容認するものである。この取扱いは、12条に基づく使用料の取扱いに類似するものである。

Kapur は、役務提供所得に関してあるべき源泉ルールとして、次の国に源泉があるものとすべきとの見解を示した。

- ・ 役務提供に係る支払者が課税上の居住者である国
- ・ 役務提供の費用を負担する恒久的施設が所在する国
- ・ 役務が提供される国
- ・ 役務が利用される国

また、**Kapur** は、物理的な存在なしに役務の供給が可能なデジタル経済において、物理的な存在、すなわちレンガ・モルタル基準は時代遅れであるから、源泉ルールにおいて、源泉地国に役務提供者の物理的な存在があることを要件とすべきではないとの見解を示した。

さらに、**Kapur** は、次のことを考慮して、源泉地国が役務提供所得に対する課税権を確保すべきであると説明した。

- ・ 役務の利用者が申告する控除により生じる課税ベースの浸食
- ・ 役務の提供者による源泉地国における知的財産権の保護、銀行機能その他の法的

保護という形態での便益へのアクセス

- ・ 役務の利用者の購買力に結びつく要因は、その国の統治及びその統治を確保するために源泉地国で利用可能な資源に本質的に関連付けられること

Kaeser からは、産業界を代表して、役務提供に対する課税が役務提供 **PE** 又は役務提供所得に関する新条項によって規律される場合における状況の比較が行われ、次の見解が示された。

- ・ 恒久的施設に関連付けられる経営上のコストが軽減される限りにおいては、新条項によることが望ましく、提供される技術的役務ごとに恒久的施設が存在するとみなされるべきである。
- ・ グロス課税（多額の費用を要する場合には、特に大きな負担になり得る。）という欠点はあるものの、役務提供報酬に対する源泉課税がより便宜的である。
- ・ 源泉課税の税率は、グロス金額に対して最大3%に制限すべきである。
- ・ 役務の利用者はより多額の所得を得るために支出を行うものであり、その所得に対して源泉地国が課税することになるため、**Kapur** の課税ベース浸食アプローチには反対である。
- ・ 物理的な存在が所得に対する課税上の要件とされないことにも反対である。課税の公平な配分は極めて主観的なものであり、モデル租税条約及び各国の租税条約に明確に規定されることはもちろん、改善された相互協議手続及び強制的な仲裁を含む、より実効的な紛争解決制度の採用が重要である。

4. 移転価格

(1) 移転価格に関する国連の取組み

Sollund から、移転価格に関する国連の付託事項について、移転価格分科会では、グループ内役務提供、管理手数料及び費用

分担取極、事業再編、無形資産等の進行中の作業のほかにも、様々な課題に取り組んでおり、分科会への付託事項には、次のことも含まれているとの説明が行われた。

- 次の観点からの UN モデル 9 条(特殊関連企業) のコメントリーの改定
 - ・ UN モデル及び OECD モデルに共通の独立企業原則の考慮
 - ・ 移転価格に関する紛争を可能な限り防止及び解決をするための共通の国際的な枠組みの提供
 - ・ 移転価格に関する G20/OECD による BEPS 行動計画の目的に対する適切な配慮
 - ・ 非先進国の特別の状況への留意
 - ・ 専門家委員会の 2014 年会合における議論及び決定のためのコメントリー改定案の提示
- 次のことによる国連移転価格マニュアルの改定
 - ・ コメントリーに則した UN モデル 9 条の運用及び独立企業原則の反映
 - ・ その能力開発の段階における発展途上国の現実の反映
 - ・ 発展途上国の経験に特別の注意を払うこと
 - ・ 他の機関における業績の引用
 - ・ とりわけグループ内役務提供及び無形資産に関する修正に係る意見及び提案の検討並びに章の追加案の提示
 - ・ G20/OECD による BEPS 行動計画の成果に対する適切な配慮
 - ・ 2014 年及び 2015 年の年次会合における経過報告並びに 2016 年の第 12 回会合での議論及び採択のためのマニュアルの最終改定案の提示

なお、Sollund からは、UN モデルのコメントリーの規定の多くは、委員会の前メンバーの見解を含むものであり、近い将来、現メンバーの見解に差し替えられるである

うとのコメントがあった。

(2) 中国における移転価格の実務

Hu から、中国における移転価格の実務について、次の説明が行われた。

- ・ 中国の立場は、規範受容者 (norm taker) から議論操縦者 (discourse driver) に移行した。
 - ・ 中国は、従来の資本輸入国としての状況及び増大する資本輸出国としての状況が混在しており、それが、移転価格に関する特異な立場の採用に結び付いている。
 - ・ 廉価な労働コスト (SAT Circular Guoshuihan [2009] No.106)、市場プレミアム (SAT Circular Guoshuihan [2010] No.84) 及び未払の公害コストによるロケーション・セービングといった中国における特異な状況により生じる立地上の特別の優位性 (location specific advantage)
 - ・ 比較可能性に係るデータベースの充実への投資、確実性を高めるための二国間での APA の実施、紛争解決のための相互協議手続への参加及び権限のある当局との情報交換の基準の改善が行われている。
- これに対し、Sanghavi から、立地上の特別の優位性のような概念を独立企業原則に当てはめることについては、国は関連企業ではないにもかかわらず、企業と国との関係により重きを置いた調整がされるようになるので、議論の余地があり、そのようなアプローチは、投資家の信頼を損なうことにより、発展途上国の利害に不利に作用する可能性があるとの見解が示された。

また、Kaeser から、Sanghavi の見解を支持すること、中国において公害コストの負担が求められていないという事実は、中国における関連企業の機能よりも、社会が放棄したもののためであること、ロケーション・セービングの概念は、様々な技術的及び消費市場としての優位性を有するド

イツのような国によって覆されることになることとの見解が示された。

(3) 最近の進展に関する事業上の視点

Kaeser から、移転価格の分野における最近の進展に関する事業上の視点について重要と考えられる次の9つの論題が示された。

- ・ 事業を行うことが重要であり、移転価格を通じて課税ベースを操作することに注力しているわけではない。ただし、公衆の受け止め方は、時に専門家の議論でさえ、悪い事例によって動かされる。
- ・ 本来、二重に課税されることを望んでおらず、異なる国家間での所得の分割は二次的なものである。
- ・ 移転価格は、その国の見方及び税務上より大きな取り分を得ようとする欲求によって、より大きく動かされる。
- ・ 独立企業原則に関する統一見解の喪失又は更なる無力化は、二重課税のリスクを高める。
- ・ 特に BRICS 諸国によって議論される問題（例：立地上の特別の優位性）は理解できるものの、中には、より難しい問題もある（例：ブラジルにおける固定利潤）。
- ・ 全体として最も必要とされることは、二重課税の最終的なリスクを納税者に残さない、確実に実効的な紛争解決手続の確立であろう。
- ・ したがって、義務的な仲裁又は義務的な既定の所得分割（国家間での課税ベースの融和的な分割）が必要である。
- ・ 追加的な事務負担は、それぞれの支出が経済的に利益をもたらすもの（すなわち、投資）ではないので、避けるべきである。
- ・ 高い透明性に対する欲求は理解できるものの、取引上・事業上の秘密の保護が等しく求められる。

5. 採掘産業の課税

Lennard から、採掘産業の課税に関する新

しい国連の取組みについて、次の説明が行われた。

- ・ 採掘産業が成長及び収益の点で期待された利益をもたらしておらず、この産業に焦点を当てる必要があると感じている。
- ・ この取組みはアフリカ諸国によって進められているが、IMF、世界銀行、地域的組織、産業界、IBFD 及び非営利団体といった多様な利害関係者が存在する。
- ・ これに関する国連の付託事項は、現行の実務に関する報告及び発展途上国のための採掘産業の課税問題に関する指針案の提示である。
- ・ 2014年から2015年までの作業計画には、次のことが含まれる。
 - － 採掘産業における問題及びそれらの関連性に関する概説の作成
 - － 租税条約上の問題の整理
 - － キャピタル・ゲイン課税の問題（海外における間接譲渡の問題を含む。）の整理
 - － 付加価値税の問題（国内適用要件との関係を含む。）の整理
 - － 環境被害及び地域住民に対する有害な影響を回避するための採掘施設の取替周期の末期における課税上の側面の整理
- ・ 2015年に、国連は、次のことに関する作業を開始する予定である。
 - － インボイス及びコストに関する実務の効果的な検証
 - － 採掘産業に関する PE の問題
 - － 政府の取り分（選択肢及びあり得る影響）
 - － 契約締結(再)交渉における税務上の側面に関する指針

「セミナーG：無形資産に関連する課税問題」

[Seminar G: Tax issues relating to intangibles]

[議長及び討論者等]

Chair : Ricardo Escobar C. (Chile)

Panel Members : Antonio De Abreu e Silva (Brazil), Caroline Silberztein (France), Manfred Naumann (Germany), Sanjay Puri (India), Jesper Barenfeld (Sweden), Andrew Solomon (US)

Secretary : André De Souza Carvalho (Brazil)

[テーマのポイント]

- BEPS 行動 8(移転価格:無形資産)報告書の説明を中心に、無形資産の価格算定の難しさについて討議した。
- ロケーション・セービング等の問題については、インド、中国等の立場など、国連移転価格マニュアルの動向が紹介された。
- 無形資産の所有の問題、評価の問題、中でも取引時点で評価が不確実な無形資産に対する特別な措置などの問題については、OECD で今後も議論されるものの、不確かなものも多く、引き続き多くの重要な問題が課題として残っている。

1. 企業の立場

多国籍企業の税務責任者であるパネラーから、企業が無形資産をグループ内で移転する必要性について次のような説明があった。

多国籍企業は OECD の BEPS の無形資産に関する議論も理解しているが、特に新たな事業を M&A 等で取得した場合などは、世界中に無形資産が点在することとなり、グループ内で効果的に管理するため、本社で無形資産を集中管理する必要がある。例えばスウェーデンの自動車企業の例を紹介すると、R&D センターは世界 6 カ国にあるが、R&D の成果は企業家リスクを負担する本社に無形資産を独立企業間価格で移転することとしており、このような移転はあくまで事業上の目的に基

づくものである。本社で無形資産を一元的に所有、管理するモデルは一般的に従来から行われているもので、このようなモデルは、何ら BEPS に当たるものとは考えていない。

2. BEPS 行動 8 [移転価格:無形資産] 報告書

(1) 移転価格ガイドライン 1-2 章の修正

ロケーション・セービング、グループ・シナジー、集合労働力についてパネルからその具体的な内容の説明が行われた。OECD ではロケーション・セービングは比較可能性の要素としているが、国連の移転価格マニュアルではネットのコスト・セービング部分を独立当事者間で合意されたであろう割合で分割することを認めており、インドもそのような分割を求める立場であること、中国もロケーション・セービング・アドバンテージを比較対象取引の利益率に調整することで企業グループ全体の利益を配分することを求めていることが紹介された。

グループ全体での一括調達などのように、グループ・シナジーが具体的に生じている場合には比較可能性の調整が必要とされることや、事業再編に関連して従業員をグループ内で移動させる場合なども比較可能性の調整が必要となることが紹介された。

(2) 新 6 章

イ 定義

OECD の新しい定義「有形資産や金融資産ではなく、商業活動に使用することができ、比較可能な状況で非関連者間による取引において発生した場合に、その使用又は移転によって報酬が生ずるもの」を紹介した上で、この定義の内容は、法的な定義を狙ったものではなく、幅広い定義を狙ったものであることが説明された。インドでは、無形資産の定義としてすべての事項をリスト化して規定しており、定

義の項目が多すぎるとのコメントも見られた。

ロ のれん

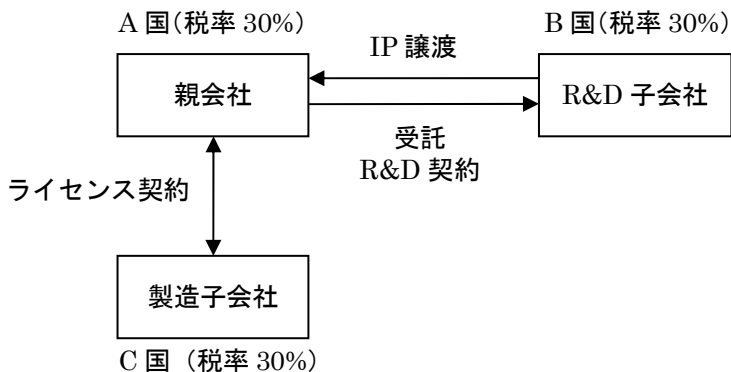
次のような事例を使ってのれんに関する問題の説明があった。

(例) 多国籍企業が対象企業を100で買収し、当該企業の評価額として無形資産70、のれん30と算定。その後、グループ内で事業再編を行い、買収先からグループの無形資産管理会社へ70の価格で移転した上で、当該企業をコストプラスベースのR&D会社とするもの。

OECD はのれんについて定義を置いておらず、「重要で金額的にも対価の主要部分」であるとしていることを紹介した上で、のれんの評価、譲渡しうるか等について議論が行われた。米国では、取得したのれんの対価は償却できないこと、ドイツではのれんは企業に帰属するものではなく事業に帰属するものであるとの判決があることなどが紹介された。

ハ 無形資産の所有

パネルからは、無形資産の所有に関連する部分について OECD の議論が終了



また、特別の措置との関連で、OECD の AOA アプローチは独立企業原則に基づくものであり、同アプローチに基づくガイダンスが今後提供されることが説

していないこと、無形資産の開発のための資金を提供するだけの法人が得るべき利益を一定とすることなどを含めた特別の措置が今後検討されることが紹介された。パネルからは、無形資産で悩ましい問題として、グループ内の無形資産管理会社へ無形資産を移転する際の対価の算定(CUP法又はDCF法)、R&D、販売マーケティング機能の対価の算定、CFCルールとの関係などがあることが説明された。

次の例で、A国の税率が5%である場合との対比を行いながら、所有の意義、租税回避規定と移転価格税制のどちらを適用すべきか、独立企業原則から離れるべき状況とはどのような場合か、等について討議が行われた。特に、残余利益が低税率国のペーパー法人(シェル法人)に配分される場合には、人的機能を検討する必要があるとの指摘もあった。

明された。一方、ブラジルではロイヤルティの支払等には移転価格税制が適用されないことに注意するべきとの指摘もあった。

二 無形資産の評価

パネルから、無形資産の評価においては DCF 法によらざるを得ない場合が多いこと、取引時点で評価が不確実な無形資産の取扱い、その他の手法などについて来年まで OECD で議論が行われるとの説明があった。これらの中で、特別の措置については、評価が困難な、価値の高い無形資産などの一定のものについて、税務当局が実績に基づいて算定を行う、又は利益分割法に基づいて後日価格調整を求めるなどの検討が行われることが紹介された。

ホ まとめ

パネルの共通認識として、無形資産の移転価格の問題は未だ多くの点が不確かであり、OECD のこの分野における進展は期待するものの、今後も多くの重要な問題が検討課題として残されているとのコメントがあった。

「セミナーH：国際課税の最近の展開」

[Subject H: Recent developments in international taxation]

[議長及び討論者等⁽¹⁰⁾]

Chair : Daniel Gutmann (France)

Panel Members : Monica Bhatia (OECD),

Yoshihiro Masui (Japan), Manfred

Naumann (Germany), Jacques

Sasseville (OECD), Carol Tello

(USA), Geraldo Valentim Neto

(Brazil), Scott Wilkie (Canada)

Secretary : Manish Kanth (India)

[テーマのポイント]

- 最近の国際課税の動向として、OECD のパネリストから2014年のモデル租税条約の改正内容の紹介、ドイツのパネリストから

AOA の国内法への導入の状況、日本のパネリストの増井教授(東京大学)から同じく AOA の国内法への導入状況の説明があった。

- OECD のパネリストから情報交換関係の動向と今後の動き、特に EU 指令が自動的情報交換に対応するために改定されること、米国の FATCA の最新動向とこれらに対応した自動的情報交換の進展などが報告された。
- ブラジルのパネリスト等から租税条約と国内法の解釈に関連した最近の判例について紹介があった。米国のパネリスト等からはインバージョン税制への米国等の対応等の紹介も行われた。

1. モデル条約改正と AOA 導入

(1) OECD モデル租税条約及びコメントリーの2014年改定

Sasseville から、本年(2014年)7月15日に OECD 理事会で採択された、OECD モデル租税条約及びコメントリーの2014年改定の概要について、次の説明が行われた。

- ・ 今回の改定は、2010年から2013年までの間に行われたモデル租税条約に関する議論を反映したものである。ただし、BEPS 行動計画に関する進行中の議論の結果は含まれていない。
- ・ 改定内容は、①26条(情報交換)及びそのコメントリーの変更、②「受益者」の意義に関する変更(10条(配当)、11条(利子)及び12条(使用料)のコメントリー)、③17条(芸能人)及びそのコメントリーの変更、④排出権に関する租税条約上の問題に関する変更、⑤契約終了時支払金の租税条約上の取扱いに関する変更(15条のコメントリー)、⑥技術的な変更、となっている。

- ・ 議論がされたものの、今回の改定に盛り込まれなかったものとして、序論の変更を除く国際運輸業に関する変更（2013年討議用草案）及び5条（恒久的施設）の解釈・適用に関する提案（2012年討議用草案は、BEPS行動計画7に関する議論が終了するまで、完結しないであろう。）がある。
- ・ この他、留保、所見及び見解に関する変更及び追加、報告「排出権に関連する租税条約上の問題」、報告「OECDモデル租税条約第17条に関連する問題」がある。

(2) 国内法に対するOECDモデル租税条約の影響

AOA (Authorised OECD approach) の適用のための枠組みを規定するためにドイツ及び日本で制定された法令に関し、両国のパネリストから説明が行われた。まず、Naumann から、ドイツの法令について次の説明が行われた。

- ・ ドイツの国内法には、恒久的施設(PE)の利得への課税に関して、明確な規定が存在しない。
- ・ OECDがAOAの取りまとめに10年を要したように、PE帰属所得は、最も複雑な課題の一つである。
- ・ PE帰属所得の算定については、①関連事業活動アプローチ（独立企業原則(ALP)の限定的使用）及び②機能的分離企業アプローチ（可能な限りALPを適用）の2つのアプローチがあるが、OECDは、両国における所得の認識時期、モデル租税条約7条2項及び9条との整合性、子会社とPEの取扱いの平仄、簡易性等から、②を採用した。
- ・ ドイツでは、AOAの施行のため、国際取引租税法(ASStG)に1条5項が制定された。ただし、AOAが二国間で新たに合意されるまでは、旧条約が尊重され、

国内法の規定が優先することはない。ドイツは、新7条を規定する条約を12カ国との間で締結している。

- ・ ドイツでは、産業界との長い議論の上に、産業界も含め、AOAを受け入れることとした。PE帰属所得に係るAOAの適用は2013課税年度に開始されるが、AOAがより効率的で予測可能性のある制度となるかどうかを見極める必要がある。

次に、増井教授から、日本の法令について次の説明が行われた。

- ・ 日本でAOAが採用された背景は、ドイツとは全く異なる。
- ・ 日本は、PE帰属所得の算定について、1962年以来、総合主義を採用し、AOAとは非常に大きな相違があった。1980年代以降、有識者から日本もPE帰属所得の算定方法を（総合主義から帰属主義に）改めるべきとの議論が行われ、本年（2014年）3月、遂に、AOAを盛り込んだ国内法が成立した。
- ・ AOAは、法人については2016年4月以降、個人については2017年1月以降に適用されるほか、外国法人のPEに外国税額控除が認められることになる。
- ・ 旧7条を規定する租税条約の適用がある場合には、内部利子及び内部使用料の支払を認識しないことが、国内法上、明示的に定められている。
- ・ 日本が締結した租税条約のほとんどが、AOAに対応するために再交渉を必要とする。なお、PEの定義に関しては、BEPS後の課題として、触れられていない。

2. 情報交換制度の動向

(1) 最近の動向

「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム (the Global Forum on Transparency and Exchange of Information)」(以下「グローバル・フォ

ーラム」という。)は、議決権を有する 143 の国・地域及び 14 のオブザーバーによって構成された会合であり、包括的な合意形成を目的としている。

2009 年のグローバル・フォーラムの発足以後、その取組みは、OECD を含めたあらゆる参加国・地域を巻き込む困難なものであったが、情報交換分野は大きく進展し、昨年、少なくとも租税の目的における銀行の秘密保護の時代は終焉を迎え、特定の国・地域における競争の優位性は解消され、公平性が実現した。なお、次のベルリン会合⁽¹¹⁾では、新たな自動的情報交換の基準について話し合われる。

(2) 最新の情報

EU では加盟国居住者の一定の所得及び資産（雇用から生ずる所得、役員報酬、他の情報交換手段の対象となっていない生命保険商品、年金並びに不動産の所有及び不動産から生ずる所得）に関して、2014 年 1 月以後に開始する課税期間に係る情報の自動的情報交換制度が導入されているが、2014 年 10 月 14 日、欧州委員会は、対象となる情報の範囲の拡大を趣旨として、執行共助指令を改正することで合意した。

またスイス連邦参事会は、欧州連合及び米国等との自動的情報交換制度の導入に向けた最終折衝を開始することを承認した。

(3) FATCA

米国のパネリストからは、外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act ; 以下「FATCA」という。)に関する動向が報告された。

FATCA は 2014 年 7 月から施行されており、2014 年 9 月 24 日時点で、10 万 4 千社を超える国外金融機関が IRS への登録を行った。ただし、米国外事業者に対する源泉徴収は 2016 年 6 月まで延期されるほか、米国内国歳入庁は、2015 年までを移行期間としており、FATCA への法令遵守を

誠実に行う国外金融機関に対しては、同法に基づく処分を緩和する旨を発表した。

また、FATCA を遵守するための政府間モデル協定 (Intergovernmental Agreements。以下「IGA」という。)について、これまでに 42 カ国⁽¹²⁾との協定 (内 37 カ国が“Model 1”⁽¹³⁾、5 カ国が“Model 2”⁽¹⁴⁾) が発効したが、FATCA 規則は次々と修正が加えられ、米国内国歳入庁は相次いで告示を発表しており、一貫した情報が得られず、実務に混乱がみられる。

カナダのパネリストからは、FATCA への対応状況の報告があった。カナダでは、所得税法改正及びカナダ内国歳入庁による新しいガイダンスが公表され、FATCA に基づく報告の対象となる金融機関口座は、預託や信託を含む直接・間接の所有者に拡大されるとともに、個人運用の家族信託は、国外金融機関ではない事業体であると解釈が示された。一方、FATCA 導入を巡っては、政府間協定の法的な位置付けや租税条約に基づく情報交換との整合性といった問題も指摘されている。

租税条約に基づく情報交換は、一般に、それが両締約国の国内法に適合し、機密が確保される場合に限り許されてきたが、米国との間で結ばれた IGA では国内法に優越する旨を明らかにしており、納税者情報の機密保持の要請との整合性が疑問視されている。また、FATCA は米国非居住者の口座情報についての報告を要求するものであるが、米国とカナダ双方の国籍を有する者についても、報告の対象とされるのは憲法における平等原則に違反するとして訴訟に発展した事例もみられる。

3. 新興国における最近の裁判例等

(1) インド - 「ロイヤルティ」に関して遡及的な効果を持って導入された国内法に係る判断

パネルからは、技術的役務提供の手数料に係る課税問題に関する2つのインドの裁判例等が紹介された - マドラス控訴審判決である *Verizon Communication Singapore Pte Ltd v. ITO* と、所得税審決である *Viacom 18 v. ADIT* である。

これらの事件での問題は、「ロイヤルティ」が租税条約の定義をオーバーライドして、遡及的な効果をもって導入された国内法の定義に従って解釈されるべきかどうかということであった。

Kanth は、これらの事件では、裁判所が、それに肯定的な判断を下したことを述べた。しかしながら、彼は、それらの事件を分析し、それらが正しくなかったとの自身の意見を述べ、今後、最高裁判所がそれらの見解を見直すことが期待されると述べた。

さらに、彼は、租税事件における遡及的な法律改正の実施が中止になりそうであると、インドの新政府の現在の政策に言及した。

(2) ブラジル - 技術的役務提供等への国境を越える手数料支払の取扱い

Valentim Neto は、租税条約第7条の施行に関して、最高裁判所と他の下級裁判所によって判断された事件（最高裁判所一特別抗告 No. 1.161.467-RS (2012.5)）及びその下級裁判所の判決）について説明をした。

税務当局のアプローチ (Declaratory Act No. 5/2014 及び Ordinance PGFN No. 2363/2013) に従って、技術的役務提供及び技術援助 (技術移転の有無にかかわらず) のための手数料の支払について、国境を越える送金は以下のように取り扱われると彼は説明した：

- ロイヤルティ (第12条) ; 又は
- 者又はグループの認定に関して技術的役務提供及び技術援助のケースでは独立した専門職からの収入 (第14条) ; 又は

- もし、それが、ロイヤルティとして (第12条) 又は独立した専門家によって提供された役務提供 (第14条) としての外国への送金に分類することができないのならば、事業収入 (第7条)

Valentim Neto は、支払者は、そのような手数料の送金をする一方で、差止命令を請求するか、あるいは、送金から租税を源泉徴収しなくてはならないことを、税務当局のポジションとして説明した。さらに、彼は、その取扱いがその発生の時期にまで拡張されたと補足した。たとえ、最近の判例法 (2014年5月の Superior Chamber of Tax Appeals - Decision No. 9202-003.120) が、実際に外国に送金されるときにだけ、租税の源泉徴収がなされることを述べているとしても、ブラジルの税務当局は、2014年9月に、それに反する Declaratory Act No.8 を公表した。

この Declaratory Act によれば、租税は、たとえ実際に支払がなされていなくても、それが取引として計上されればすぐに、源泉徴収されるべきであるとされた。

「セミナーI：租税以外の条約と課税」

[Seminar I: Taxation and Non-Tax Treaties]

[議長及び討論者等]

Chair : Peter Barnes (US)

Panel Members : Krister Andersson

(Sweden), Alberto Benshimol

(Venezuela), Hafiz Choudhury (UK),

Liselott Kana (Chile)

Secretary : Alexia Kardachaki

(Netherlands)

[テーマのポイント]

- 二国間の貿易・投資協定など、租税以外の条約の数が飛躍的に増加しているが、これら

の条約は課税に影響を与えるものがあるにも関わらず、見過ごされている。

- 貿易・投資協定等には仲裁に関する条項があり、多額の課税を巡る争いについてこれらの協定に基づく仲裁申し立てが行われたものがあり、有効に機能しているものも見られる。
- 税の専門家として、このような協定の動向、租税条約がない場合の利用等については検討の余地がある。

1. 議論の背景

貿易や海外投資の拡大により、グループ内取引やサービス取引の拡大など取引の内容が変わりつつある中で、租税条約だけでなく租税以外の条約の件数が急増している。租税条約の数が約 3,600 に対し、二国間投資協定の数は約 3,000 (1990 年は 400) となっており、これら投資協定に基づく争いは 400 未満と租税条約に基づくものと比べると件数は少ないが、途上国間の争いが増加している。

租税条約は租税に関し重要な定めであるが、他の国際的な条約、協定も租税に影響を与えているにも関わらず、税の専門家はそれらの協定に注意を払っておらず、その存在に気付いていない場合もある。二国間の租税条約がない場合であってもそれ以外の条約、協定がある場合も多く、例えば、米国の例ではエクアドル、パナマ、ウルグアイとは税以外の協定のみである。これらの条約、協定は政府内又は民間の税の専門家が関与しないところで結ばれているものが大半である。

このような中、課税関係を考える上で、これらの税以外の条約、協定は租税条約とどのような関係としてとらえるべきか、税の専門家としてどのように関わるべきか等の問題について討議が行われた。

2. 貿易・投資協定

(1) 貿易・投資協定

二国間、地域内、多国間の貿易・投資協定 (Trade and Investment Agreement) は税の問題に影響を与える租税以外の条約の中では最も重要なものである。

貿易・投資協定はその内容はいろいろ異なるものの、多くは内国民待遇と最恵国待遇の規定を有し、紛争に関する仲裁の規定があるとの説明があった。

(2) 二国間投資協定

海外投資に関する規制をできる限りなくし、投資を自由に行える環境を整え、投資家及び投資財産を保護するものとして、二国間投資協定 (BIT: Bilateral Investment Treaty) がある。BIT には標準モデルはないが、一般的に、最恵国待遇、内国民待遇、公正衡平待遇、収用と補償の規定を有するが、中でも、紛争を国際仲裁に付託できるという手続き規定について、二つの重要な事例が紹介された。

一つはインドの Vodafone を巡る課税事件 (裁判では 2012 年 1 月に納税者勝訴で確定したものの、当局が課税処分を維持できるような税制改正を行ったため未解決) であり、2014 年現在、印蘭投資協定に基づいて仲裁手続きに付されているものである。この事例については、問題とされている課税額は 30 億ドルであり、相互協議手続きで協議される税額は数百万ドル程度が多いことから見ると、驚くべき金額であるとのコメントがあった。

二つ目の事例は、米国 Lonestar グループが 2012 年に韓国で、韓・ベルギー・ルクセンブルク投資協定に基づいて仲裁申し立てを行った事例であるが、韓国当局が同グループのキャピタル・ゲインに対し租税条約上免税に当たらないとして約 3.5 億ドルの源泉税を課税した処分を巡り争っているものである。同グループは、更に、2014

年に別の資産の売却を巡り 94 百万ドルの課税処分を受けており、これについては現在韓国内で訴訟中との説明があった。

更に、米タイ経済有効協定の事例が説明され、米国のタックスプランナーはタイへの投資プランニングに当たり、この協定を知らないため、米国外のファンドを利用する伝統的な手法を使い、この協定を利用してきていない例も紹介された。

(3) GATT

WTO に基づく国際協定として、①GATT (関税貿易一般協定)、中でも内国の課税及び規則に関する内国民待遇の規定、②貿易に関連する投資措置に関する協定、③補助金及び相殺措置に関する協定、④サービス貿易一般協定 (GATS)、中でも租税条約の相互協議条項との関係を規定した協議条項 (22 条 3 項) などについて説明があった。

WTO のパネル (小委員会) に付託された紛争事例として、パナマがアルゼンチンを相手取って 2013 年に申立てしたものが紹介された。両国間に租税条約はなく、最恵国待遇と内国民待遇を争点とするものと説明された。

(4) 地域貿易協定

地域貿易協定 (Regional Trade Agreement) は、近年一般化しその重要性が増しており、代表的なものとしては、NAFTA、ASEAN Free Trade Area、Multiple EU Agreements などがある。

NAFTA における仲裁の例として Gottlieb Investors Group v. Canada の事例が紹介された。この事例は、カナダで 2006 年に導入されたエネルギーセクターの収益投資信託に対する課税に対し、米国の民間投資家グループが当該信託を課税するとした変更は米国資本のエネルギー信託に対する差別に該当し、エネルギー収益投資信託に対する投資の収用に当たるとして訴えたものである。

3. その他の租税以外の条約

(1) 船舶協定 (Shipping agreements)

租税に影響のある他の種類の条約の一つに、海上、航空輸送協定があること、各国は協定のモデルを採用するものの、解釈に違いがあり、例えば、米国 - シンガポール協定では両国の解釈は異なったものとなっていることが説明された。

(2) エネルギー憲章に関する条約

エネルギー憲章に関する条約 (Energy Charter Treaty) は約 50 カ国が締結し、エネルギー分野における貿易、投資等の自由化・保護等について規定していること、税の問題は通常含まれないが、事実上の収用が行われた場合この条約が発動されることが説明された。

この条約が有名になったのは、Yukos 事件で前株主グループが課税処分を収用に当たるとしてエネルギー憲章に関する条約に基づいてロシア政府を訴えたことである。オランダハーグの常設仲裁裁判所は、当該訴えに対し、500 億ドルの支払いを命じた。この金額について、パネルからは、租税条約に基づく仲裁では決して得られない金額だとのコメントがあった。

(3) EU 指令

税の増加を招き、費用の増加となる条約の例として排出量規制 (温室効果ガス排出量規制) に関する EU 指令 (EU Sulphur Directive) の例が紹介された。当該指令は北ヨーロッパの船舶に対し現在のものより 10 倍硫黄の少ないバンカーオイルの使用を義務付けるものであり、2015 年から適用されることとされている。これにより 30 億ユーロの費用の増加が見込まれており、結果的に税と同じ効果を生むものであり、パネルからは、このように条約を税に類するものとして利用する方法は憲法問題を生むこととなるとの指摘もあった。

4. 結論

税と貿易の問題がいずれも関わる場合には、問題が難しくなるが、税の問題は税の専門家が関与すべきであること、租税条約を締結していない多くの国がある現状から、投資協定等は税の問題も含めた解決策となりうるとのコメントがあった。

更に、相互協議手続きに基づく仲裁は政府間の紛争解決手段として有効であり、利用すべきであることと、BEPSの取組みがこのような紛争解決メカニズムの必要性、重要性をますます高めることになるとの指摘もあった。

「セミナーJ：IFA/EU BEPS取組みのEU法への影響」

[Seminar J: IFA/EU The impact of EU law on the BEPS initiative]

〔議長及び討論者等〕

Chair : Pasquale Pistone (IBFD/Italy)
 Panel Members : John Connors (United Kingdom), Robert J. Danon (Switzerland), Martin Kreienbaum (Germany), Ioanna Mitroyanni (EU)
 Secretary : Saurabh Arora (India)

〔テーマのポイント〕

- EUは、2012年12月に「EUの租税不正及び脱税に対する34のアクションプラン」を公表し、これによりEU域内での取組みを、2013年7月のOECD BEPS行動計画と合わせて進めてきている。
- OECDは2014年9月16日にBEPS行動計画の第一次の成果物(Deliverables)を公表したわけであるが、EUとしては、これまでのEUでの取組との整合性等を考慮して、今後、OECDからの勧告に応じた制度改正等を行っていくものと思われる。
- 本セッションでは、EU統一というEUの

タンスからの BEPS への対応が示されたものといえる。

本セッションでは、PART A と PART B の二部構成が採用され、PART A では、最近の BEPS への取組みを踏まえて、EU における法人税制に関する進展状況等について簡単に説明がなされ、PART B では、①CFC ルール、②有害税制への対応、③租税条約/EU 指令の濫用、④ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの4つの課題について、共通のケーススタディを設定して議論がなされた。

I [PART A]

1. 現在 EU において行われている検討事項

(1) 法的措置に係る取組み

法的措置に係る取組みとしては、パネルから、法人税制に関して、PSD (Parent Subsidiary Directive: 親子会社指令) について Hybrid Loan Mismatch に対処するための改正案が、2013年11月25日に公表されたことが説明され、また、この改正案の実効性を担保するために、EU で法人税制において、一般的租税回避防止規定 (GAAR) を導入することが述べられた。

(2) その他の取組み

現在検討が進められている取組みとしては、IP ボックス (パテント・ボックス)、デジタル経済、LOB 条項や CFC ルールに係る水平的取組み (Horizontal Initiatives) が取り上げられた。

2. BEPS に関する取組状況

(1) 全体的な枠組み

G20 で支持がなされ、OECD で推進されている BEPS に関する取組みは、EU の加盟国においても、最も重要な国際的租税政策プロジェクトであることは確かなことである。

ただし、OECD の BEPS の結論が EU 法と調和するものなのか、EU の法的な枠組みが広範な BEPS の目的と整合性がとれるのかについては検討を要する。

(2) ビジネスにおける展望

BEPS への取組みを支持するものの、ビジネスの観点からは、BEPS への取組に関して、「確実性 (Certainty)」、「予見性／一貫性 (Predictability/consistency)」、「安定性 (Stability)」及び「相応性 (Proportionality)」の確保を通じて、経済が成長し、好景気であり、そして、雇用の確保を促す環境を望むものであり、商業的なストラクチャーの実際に重点が置かれるべきである。

II [PART B]

PART B では、前述のとおり、BEPS に関する EU における課題として、①CFC ルール、②有害税制への対応、③租税条約/EU 指令の濫用、④ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの4つを取り扱っている。これらの4つの議論のために、1つの共通事例(ケーススタディ)を用いているが、4つを1つで対応させて若干複雑になっているので、ここではその事例を用いた説明部分を省略して各課題の議論についてみる。

1. CFC ルール

(1) BEPS との関連における CFC ルール

CFC ルールは、租税回避の防止ツール、利益繰延防止メカニズム又は実質基準 (substance test) のような国により異なった租税目的に合わせて構築されてきたものであり、それは「事業体アプローチ (entity approach)」と「取引アプローチ (transactional approach)」によっているものである。このような CFC ルールに関して BEPS の行動3の下での勧告については、どのような側面に重点が置かれることになるのか。

このようなコンセプトを前提として、パネルからは個人的な考えとした上で、以下の意見が示された。

- BEPS の行動3の下での勧告は、経済実質に合った課税への再調整という、BEPS のコア原則と合致したものであるべきであり、それを越えるべきではない。
- BEPS の行動3の下での勧告は、資本輸入の中立性 (CIN) のみではなく、資本輸出の中立性 (CEN) からも受け入れられるものであるべきである。
- これらの理由から、「関連性/実質性ベース・アプローチ (nexus/substance based approach)」(CFC の事業活動とリンクしない所得をピックアップするもの) が望ましい。
- 一方で、利益繰延防止メカニズムは適切ではない。

(2) EU コミッションの見方

EU コミッションとしては、以下に示すこれまでの ECJ 判例の結論と整合的であることを重要視するであろう。

- CFC ルールによる EU 域内での経済活動への制限は、「完全に人工的なアレンジメント (wholly artificial arrangements)」に限定されるべきである。
- 「事業体アプローチ」と「取引アプローチ」のどちらが望ましいのか？

(3) ビジネスからの見方

ビジネス界としては、「Cadbury Schweppes (C196/04)」等の判例が重要であるとして、EU 法の「設立の自由 (Freedom of Establish)」の制限との整合性を重視している。「完全に人工的なアレンジメント」については、正常な課税を回避しようとするものだけをその対象とすることが正当であろうとしている。

(4) まとめ

- 人工的に迂回をする所得をターゲット

にした、より強化された CFC ルールは BEPS の共通法令やコア原則には合致するものである。

- EU の CFC 法制への制約は、BEPS の枠組みにおいて、より強固な協調性に背を向けるものに違いない。
- CFC ルールの適用は、パテント・ボックスの軽課税国における知的財産へのガバナンスと事業管理の程度に拠るのである（どの程度の実質が存在するか）。

2. 有害税制への対応

(1) BEPS の観点からの問題点

パネルから、有害税制への対応に係る BEPS の観点からの問題点としては、「パテント・ボックス」制度 (IP box regime) があるとの指摘がなされた。IP の権利と R&D 活動に関して、以下の指摘がなされた。

- IP の権利の判定に関しては、R&D 活動との繋がりを必要としない。
- R&D 活動と事業体との関連は、とても弱く見受けられる。

これに対し、「パテント・ボックス」制度に対する BEPS の観点からのポイントとしては、次のことが指摘された。

- BEPS の行動 5 及び行動規範 (code of conduct) の枠組みの観点からは、「実質的活動 (substance activity)」に重点が置かれるべきである。
- このゴールとしては、「実質的活動」の要件を満たしたパテント・ボックス・ルールの EU 全体で調整のとれた制度を構築することである。
- 現段階では、正式なコンセンサスは存在しないが、パテントの帰属に関するアプローチとして考えられるものは、以下の 3 つが掲げられる。
 - 価値創造アプローチ (Value creation approach)

- 移転価格アプローチ (Transfer pricing approach ⇒ “all or nothing approach”)
- ネクサスアプローチ (Nexus approach ⇒ “proportionate approach”)

(2) EU における「パテント・ボックス」制度への対応

パネルから、すべての EU 加盟国は、2014 年末までに「行動規範クライテリア (Code of Conduct criteria : CoC) の下で、各国の「パテント・ボックス」制度の検討をすることが説明された。

CoC では、「パテント・ボックス」制度について、ゼロ税率を含むかなり低い実効税率である場合には、EU 加盟国が政策的に責任を持って潜在的に有害であることの評価をすることになる。

(3) 修正ネクサスアプローチ

OECD の有害税制フォーラム (OECD Forum on Harmful Tax Practices : FHTP) は、「修正ネクサスアプローチ (Modified Nexus approach)」を新たなルールとして提案しており、これはパテント等の開発に費やされた R&D 支出 (R&D expenditure) の発生場所をベースにしてパテントの帰属を判定するアプローチである。

このアプローチは、知的財産のための優遇制度 (preferential regimes) が、R&D 支出に直接に関連する租税特典を要求しているとすることによって、優遇制度がある法的管轄で実施される実質的な経済活動 (substantial economic activities) の存在を必要としていることを、制度的に確実にしようとするものである。

修正ネクサスアプローチの対象となる R&D 支出を「適格支出 (qualifying expenditure)」といい、これにアウトソーシングに係る支出を含ませることはできないこととされている。

(4) 国家援助 (State aid) との関係

「パテント・ボックス」制度は、これが事実上の選択 (de facto selective) であるともみなされるのであれば、「国家援助 (State aid)」であろうとされた。

EU 競争法における「国家援助」は、単に国家が資金を与えるだけでなく、低い利子での融資、企業の負債の保証、国が経済的な利益を企業に差別的に与えることを意味している。この国家援助については、EU コミッションが許可権限を有しており、許可を得ていないすべての国家援助は違法とされる。違法とされたものは、既に援助が行われたものについては、払い戻すことが要求される⁽¹⁵⁾。

EU コミッションは、現在、特定企業 (アップル [アイルランド]、スターバックス [オランダ]、フィアット [ルクセンブルグ]、アマゾン [ルクセンブルグ]) に対して、EU 競争法の国家援助の観点から「徹底的な調査 (in-depth investigation)」を実施しており、この結果如何では、これらの企業に対して、これまでの国家援助に当たる金額の追徴的支払 (この場合には、金額をどのように算定し、どこに支払うべきか?) が要求されることが考えられる。

なお、これについては、ムンバイ大会終了後の 2014 年 11 月 15 日のネット・ニュース等で、「スタバの税優遇、欧州委『違法の可能性』』といった記事が配信されており、最終的に違法との判断がなされれば、これらの企業は多額の追徴的支払が課されるものと思われる。

(5) まとめ

この有害税制への対応については、パネルにスイス人とドイツ人が参加していたこともあり、パネル間で意見が大きく異なっていた。

パネルからは、有害税制の禁止と国家援助の判定は、法的アプローチにおいて、前

者はソフトであり、後者はハードであり、どちらも BEPS の目的には合致はしているものの、しかしながら、前者は将来的な対応であり、後者は適及的な対応であるとの指摘がなされ、最終的に、「パテント・ボックス」制度については、次回のバーゼル大会のテーマとして再度議論を行う機会があるので結論はそのときにということで締め括りがなされた。

3. 租税条約/EU 指令の濫用

(1) BEPS の観点からのポイント

BEPS の観点からの租税条約/EU 指令に係る濫用に関するポイントとして、①濫用的な行為及びアグレッシブ・タックス・プランニング、②EU 利子指令・ロイヤルティ指令/親子会社指令、③BEPS 行動 6 の 3 つを取り上げたうえで、これに係る EU の問題点として以下のことが指摘された。

- EU を源泉地とするかなりの額の所得が課税もなしに EU 域外に移転されている。
- EU は、利益移転から国境を防御することに失敗を重ねてきた。
- EU の自由が、(ECJ の解釈により) 域内マーケットの統合的な結果を生じさせている。

(2) EU の BEPS に係る租税条約の濫用等へのスタンス

EU 加盟国の法令に関しては、各国の租税回避防止ルールが ECJ の判例法に従って改正されてきたところであり、また、EU が域内を一つの市場とすることを目的としており、そのためには租税上の障壁も除去されるということから、以下のことは潜在的に受け入れることが難しいものと思われる。

- 国外所得免除 (領土主義課税) を超える取扱い

- 最低税率の導入
- 域内での同様の状況下における企業への異なった取扱い 等

(3) EU-スイスのセービング・アグリーメント

EU-スイスのセービング・アグリーメント第15条(1)・(2)には、「スイス及びEU加盟国における不正又は濫用を防止するための国内法又は協定ベースの条項の適用は、既得権を毀損することなしに」と規定されている。BEPSの防止を達成するためには、これをどう解釈し、どう取り扱うのか。

(4) OECDのBEPS行動6とEU法との関係

2014年9月16日に公表されたOECDのBEPS行動6〔租税条約濫用の防止〕の勧告文書では、新たにOECDモデル租税条約に「LOB条項」及び「PPT (Principal Purpose Test)」を導入することとされたが、このなかで「LOB条項」についてはEU法の観点(手続上の障碍となる)から検討を要するのではないかと。

(5) まとめ

パネルからは、BEPSの行動計画は、濫用行為への対応手段の観点から、国家主権の侵食(erosion of national sovereignty)を含意するものであるとの指摘がなされた。そのうえで、パネルからは、EU域内の市場統一のためには、濫用行為への対応レベル以上の国内税制の統合が必要とされるものであり、EU及びBEPSスタンダードに合致するアグレッシブ・タックス・プランニングや濫用行為への対策は、EU域内やスイスのような第三国との関係において、一定レベルのプレイング・フィールド(対応の場所)を創造するものである、との考えが述べられた。

また、OECDの行動6で導入されたLOB条項は、EUの基本的自由に対して、現実的かつ手続的な侵害を引き起こすものであろうことが指摘された。

4. ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント

(1) BEPSの観点からのポイント

ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントに関してのBEPSの観点からのポイントとして、

① ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントから国際的二重非課税が生じていること

② EU親子会社指令及びBEPS行動2の勧告文書の公表がなされたこと

が指摘され、パネルからは、BEPS行動2の勧告文書の概要について説明がなされた。

(2) EUの国際的二重非課税に対するポリシー

パネルからは、EUの国際的二重非課税に対するポリシーとして、①ECJの判例においてダブル・ディッピングはEUの基本的自由の制約の下でも否認されること、②2013年11月にEU親子会社指令の改正案が公表されたこと、③EU域内においてもクロスボーダーでの課税上の性格付けと取扱いの一貫性が要求されること、④税制の差異を利用して特典を得られないよう一貫性が要求されること等の説明がなされた。

(3) EU親子会社指令の改正⁽¹⁶⁾

2013年11月25日に公表されたEU親子会社指令案が取扱われたが、これの主な改正点は、以下のとおりであり、EUは、現行の親子会社指令の租税回避規定に代えて、一般的な租税回避防止規定(GAAR)を追加するとしている。

- 租税回避に関する国内法又は協定ベースの規定の適用を排除しない。
- EU加盟国は、法令の目的・趣旨に反して、不適切な租税特典を受けることが主たる目的である(一連の)人為的な取決めについては、親子会社指令の特典を付与しない。
- 経済実態を伴わない取引、スキーム、行為、契約等は、(一連の)人為的な取決めに該当する。

- 人為的かどうかの判定に当たり、EU 加盟国は、当該取決めが以下のいずれかに該当するかを確認する。
 - 取決めを構成する各ステップの法的性格が、全体としての取決めの法的実体と整合していないこと
 - 当該取決めが、合理的な事業行動において通常利用されない方法によっていること
 - 当該取決めが、効果を相殺又は相互に取り消すような要素を持っていること
 - 当該取決めが、循環取引の性質を有すること
 - 当該取決めが、納税者のビジネスリスクと不整合に過大な租税特典を得ていること

なお、EU 加盟国は、2014 年 12 月 31 日までに、本 EC 指令に適合するよう、国内法、通達等を整備する必要がある。

(4) まとめ

パネルからは、リンキング・ルールは、概念的には、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントを無効化するに最適のメカニズムであるとの評価がなされ、これは ECJ の判例法のダブル・ディッピングのコア・コンセプトと合致するものであるとの意見が示された。

-
- (1) 本報告書では、原則として敬称は略する。
 - (2) 本報告の作成にあたっては、2014 年 10 月 14 日に IBFD から公表された Dhruv Sanghavi (IBFD Researcher) 作成のレポートを参考にした。
 - (3) 本報告の作成にあたっては、2014 年 10 月 13 日に Piyush Gupta (IBFD Principal Research Associate) から公表されたレポートを参考にした。
 - (4) 本報告の作成にあたっては、2014 年 10 月 13 日に IBFD から公表された Ruxandra Vlasceanu (IBFD Senior Research Associate) 作成のレポ

ートを参考にした。

- (5) 居波邦泰「インドのボーダフォン判決に係る考察(上)ーボンバイ高裁判決の分析ー」税大ジャーナル 18 号 120 頁。
- (6) ボーダフォン事件のインド最高裁判決について詳しくは、居波邦泰「インドのボーダフォン判決に係る考察(下)ーインド最高裁判決の分析ー」税大ジャーナル 19 号 119 頁を参考にされたい。
- (7) 本報告の作成にあたっては、2014 年 10 月 14 日に Piyush Gupta (IBFD Principal Research Associate) から公表されたレポートを参考にした。
- (8) 現状では、「条約の前文」に案文は示されておらず、空白であり、「条約の前文は、両締約国の憲法上の手続に従って起案されるものとする。」という脚注が付されているだけである。
- (9) 本報告の作成にあたっては、2014 年 10 月 15 日に Dhruv Sanghavi (IBFD Researcher) から公表されたレポートを参考にした。
- (10) 本報告の作成にあたっては、2014 年 10 月 16 日に Dhruv Sanghavi (IBFD Researcher) から公表されたレポートを参考にした。
- (11) 第 68 回 IFA 年次総会当時は未開催であったが、第 7 回グローバル・フォーラムは 2014 年 10 月 28 日～29 日にドイツ・ベルリンで開催され、自動的情報交換の新たな基準導入スケジュールや発展途上国における情報交換実施への支援策等についての合意がなされた(同グローバル・フォーラムの様態については OECD のホームページ (<http://www.oecd.org/newsroom/major-new-steps-to-boost-international-cooperation-against-tax-evasion-governments-commit-to-implement-automatic-exchange-of-information-beginning-2017.htm>) を参照した。)
- (12) 第 68 回 IFA 年次総会のセミナー資料に基づく。最新の発効国及び合意国のリストは米国財務省のホームページ (<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/pages/fatca-archive.aspx>) に公表されている。
- (13) 国外の金融機関の事務負担を軽減するために、金融機関口座情報を IRS に対して直接報告する代わりに、自国の政府に対して報告する仕組みを整備し、協定相手国の金融機関による FATCA 遵守を容易にしている。

⁽¹⁴⁾ 2012年6月に米国が日本及びスイスとの間でそれぞれ公表した共同声明の内容を反映させた内容となっており、主として、金融機関が自国の当局ではなく IRS に対して情報を直接報告する点が異なる。そのため、Model 2 には、Model 1 における相互型協定（協定相手国の居住者が米国内の金融機関に保有する口座の情報を、FATCA 協定相手国に見返りとして提供する仕組みを有するもの）がない点が特徴である。

⁽¹⁵⁾ 「JETRO ユーロトレンド」(2001)。

⁽¹⁶⁾ 出典：PwC, European Tax Newsalert 「月刊国際課税」2014年1月号収録。